

# 文教福祉常任委員会会議録

〔令和6年6月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

# 筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和6年6月17日（月） 会場：第1委員会室

時 間	案 件	所 管 課	ペー ジ
10:00	議 案 第 3 7 号 筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	こども政策課	3
	議 案 第 3 8 号 筑紫野市立診療所設置条例を廃止する条例の制定について	健康推進課	7
	議 案 第 3 9 号 筑紫野市立障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	生活福祉課	12
	所管事務報告 第三次筑紫野市地域福祉計画の策定について	生活福祉課	14
	陳情・要望等 第 5 号 休日当番医改善に関する陳情について	健康推進課	19
	請 願 第 1 号 高齢難聴者の補聴器購入への助成を求める請願について	高齢者支援課	23
	陳情・要望等 第 6 号 介護職員の処遇改善を求める陳情について	高齢者支援課	29
	所管事務報告 待機児童の状況について	こども政策課	36
	所管事務報告 筑紫野市こども計画の策定について	こども政策課	44
	所管事務調査 ヤングケアラー支援について	こども家庭課	47
	所管事務報告 令和5年度 筑紫野市教育委員会点検・評価報告書について	教育政策課	55
	所管事務報告 令和6年度 筑紫野市教育振興基本計画について	教育政策課	63
	所管事務報告 スポーツ推進計画について	文化・スポーツ振興課	67
	所管事務報告 筑紫野市文化会館の更新工事スケジュールについて	文化・スポーツ振興課	71

令和6年第3回（6月）筑紫野市議会定例会  
文教福祉常任委員会

○日 時

令和6年6月17日（月）午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	西村和子	副委員長	坂口勝彦
委員	原口政信	委員	古賀新悟
委員	檜木孝一	委員	吉村陽一
委員	春口茜		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（11名）

議員	八丈一男	議員	白石卓也
議員	上村和男	議員	山本加奈子
議員	佐々木忠孝	議員	赤司祥一
議員	宮崎吉弘	議員	段下季一郎
議員	横尾秋洋	議員	辻本美恵子
議員	城健二		

○一般傍聴者（8名）

○出席説明員（23名）

子ども部長	嘉村千穂	子ども政策課長	岡嶋桐子
子ども政策担当係長	原田典忠	保育担当係長	中村義弘
給付・支援担当係長	城塚利恵	子ども家庭課長	石川純快
子ども家庭担当係長	佐藤武朗	健康福祉部長	濱崎博文
健康推進課長	毛利早希	健康推進課長補佐	山田真理子
健康企画担当係長	松尾美琴	生活福祉課長	虫明しのぶ
地域福祉担当係長	山崎健太郎	障がい者福祉担当係長	山内徳章
高齢者支援課長	谷昌義	高齢者支援課長補佐	真鍋美香子

指定指導担当係長 平 嶋 亮

教育政策課長 轟 治 峰

文化・スポーツ振興課長 安 樂 鉄 平

スポーツ企画担当係長 森 田 健太郎

教育部長 長 澤 龍 彦

庶務担当係長 末 次 勝 也

文化振興・図書館担当係長 前 田 大 輔

○出席事務局職員（3名）

局 長 荒 金 達

主 査 森 敬

課 長 高 木 美智子

開会 午前10時00分

---

○委員長（西村和子君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、これより文教福祉常任委員会を開きます。

初めに、傍聴の件を御報告いたします。

本常任委員会に10名の議員が傍聴に出席していらっしゃいますので、報告いたします。

議題に入ります前に念のために申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手していただき、委員長から指名を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、議会だよりに掲載する案件についてほか5件を予定しておりますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、嘉村部長がお見えですので、御挨拶をいただきます。併せて、出席職員の紹介をお願いいたします。

部長、お願いします。

○こども部長（嘉村千穂君） おはようございます。こども部の嘉村でございます。

日頃より福祉行政の推進に御理解と御協力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、議案1件、所管事務報告2件、所管事務調査1件を御報告し、審議いただく予定でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、こども政策課より職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 皆さん、おはようございます。こども政策課長の岡嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○保育担当係長（中村義弘君） こども政策課保育担当係長の中村と申します。よろしくお願いいたします。

○こども政策担当係長（原田典忠君） 同じく、こども政策担当係長の前田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○給付・支援担当係長（城塚利恵君） 同じく、給付・支援担当係長の城塚と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） 議案第37号、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） では、提案内容補足説明書の49ページを御覧いただけますでしょうか。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正が施行され、保育士及び保育従事者の配置基準の見直しがありましたので、これらに伴い、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例において引用する規定に変更が生じるため、今回、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、保育士及び保育従事者の配置基準の見直しの2点であり、一つ目は3歳児の配置基準を20人から15人に見直すもの、二つ目は4歳から5歳児の配置基準を30人から25人に見直すものです。

最後に、施行日は公布の日からとなっております。

以上、報告を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。今、執行部から説明をいただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 今、配置基準の見直し、説明で聞きまして、この基準の変更は非常にいいと思います。ここで、今回は3歳児と4歳、5歳児ということなんですけれども、1歳児、2歳児、また未満児の配置基準がここで改められないのはなぜでしょうかということと、もう一つ、この基準の見直しはいいんですけども、それに見合うだけの保育士の確保、ここはどのように考えておられるのかということをお尋ねいたします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） まず、1点目の御質問の、今回の条例改正で3歳から5歳までの変更点が示されておりますが、ゼロ歳から2歳まではということでしたけれども、国の改正と同様に變更しておりますので、基本的には、市の立場としては国・県の改正と同様に基準の變更をと考えております。

2点目の保育士の数が足りているのかということですが、まず、認可保育所、私立と公

立とございますけれども、私立につきましては、福岡県の条例改正に伴い変わるようになっております。今回、福岡県についても、こちらと同じように6月議会で条例改正のほうをされるというふうに聞いております。

改正内容については事前に私立保育所も十分把握しており、こちらも周知しておりましたので、今のところ、大方の保育所において改正後の職員配置基準に対応できる人員配置を今、見込んでいる状況です。

公立におきましては、今後、配置基準に合わせて適切に対応してまいりたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 保育士も適切にと今おっしゃいましたけど、見通しはあるんですか。それと、これはいつからの適用になるのでしょうか。

○委員長（西村和子君） 岡嶋課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） まず、いつからということですが、先ほども申し上げましたように公布の日からとなっておりますので、福岡県議会で議決されてから公布になります。

それから、保育士の見通しについてなんですけれども、待機児童対策と併せまして保育士の人材確保に努めておりますので、それを粛々とやってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） いいですか。

ほかにございませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。そもそも家庭的保育事業の条例の適用を受ける事業所名ですね、幾つあるのか。そして、それぞれの名前と、あと定員ですね。そして入所児童数、そういったものを教えてください。

○委員長（西村和子君） 岡嶋課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 本市の適用になる保育園ですけれども、小規模保育事業所のA型のみ3園ございまして、キッズ・キッズ保育園二日市、それから、ちくし野こども保育園、のどか保育園の3か所でございます。

まず、定員と入所児童数ですが、3園とも19名になっています、定員のほうは。それぞれ入所者数が、今年の4月時点ですが、キッズ・キッズ保育園二日市が15名、ちくし野こども保育園が16名、のどか保育園が17名というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 今の3園の経営主体、母体も教えてください。お願いいたします。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 休憩、よろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） はい。しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お願いします、課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） キッズ・キッズ保育園二日市が株式会社、ちくし野こども保育園が合同会社、のどか保育園が株式会社となっております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

○委員（檜木孝一君） 了解です。

○委員長（西村和子君） ほかに質疑のある方、いらっしゃいませんか。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 今回の条例改正で30人から25人と、また、20人から15人と、また、30人から25人に見直されているんですけど、5人減ったということで、どのような効果が得られるのかをお考えがあれば教えてください。

○委員長（西村和子君） 岡嶋課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 単純に、1人の保育士が見る子どもの数が減りますので、その分目が行き届きやすくなりまして、質の向上等が図れるものというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

○副委員長（坂口勝彦君） はい。

○委員長（西村和子君） ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第37号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第37号、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、職員入替えのため、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————  
休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、議案第38号、筑紫野市立診療所設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

濱崎部長がお見えですので、職員を紹介していただいた上で本件について説明をお願いいたします。

部長。

○健康福祉部長（濱崎博文君） 皆さん、おはようございます。健康福祉部の濱崎でございます。

日頃より本市の福祉行政に御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。本日、健康福祉部につきましても、議案2件、所管事務報告1件、請願並びに陳情について審議を

いただくこととしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明職員として出席しております健康推進課より、職員の自己紹介をさせていただきます。

○健康推進課長（毛利早希君） 健康推進課長の毛利と申します。よろしくお願いいたします。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） 健康推進課長補佐兼健康推進担当係長の山田と申します。よろしくお願いいたします。

○健康企画担当係長（松尾美琴君） 健康推進課健康企画担当係長の松尾と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） 課長、お願いします。

○健康推進課長（毛利早希君） それでは、議案の内容について御説明させていただきます。

議案書は32ページ、提案内容補足説明書は53ページでございます。

新型コロナワクチンの予防接種会場として、筑紫野市役所及び筑紫野市総合保健福祉センター内を診療所とする筑紫野市立診療所設置条例を令和3年度に制定し、集団接種を実施してまいりました。令和6年3月31日をもって新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種が終了し、本市の集団接種も終了したことから、本条例を廃止するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ただいま執行部より説明いただきました。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 昨年、どれぐらいの接種効果が得られたのか伺ったと思うんですが、終了するというので、現在、国のほうから示されたりしていますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 接種効果につきましては、一定の重症化予防効果があったというふうに聞いておりますので、そういったところで接種の効果があったと思っております。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 分かるような資料とかってありますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 具体的にどれだけの重症化予防の効果が数値的にあったというのは、申し訳ございません、そこまでの具体的な数値については示されておりません。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） 特例の接種、お疲れさまでございました。市役所とカミーリヤで長い間いろんなことに対応されて、初めてのことだったものですから、非常にマンパワーが不足して困っているということも聞いております。これが一応、国の方針でもうそういうことがなくなって、今回、臨時的に条例を発出して、そしてまた、それがもう終わったからなくなるということですけど、両方ずっとされてきて大変困ったこととか、この辺が大変よかったとか、これに関してはもう終了で、特に言うことはありませんので、何かそういう困ったこととかよかったこととか何かありましたら、感想を聞かせてもらいたいなと思いますけど。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 何分初めての、新型コロナ感染症という未曾有の事態で日本中が大変であったときに、また、初めての集団接種を実施するというところで、市の体制もまだないところから一からつくり上げてきましたので、そういったところがマンパワー的にも、事務をどうやってやっていくかというところも大変なものでございました。

ただ、そういったところで全庁の職員からの応援をいただいたり、議員の皆様、市民の皆様からも応援をいただきまして、何より筑紫医師会様との連携も取らせていただきまして、そういったところで大変ありがたく、おかげをもちまして新型コロナウイルスワクチン集団接種が実施できたと思っております。御協力いただきまして、ありがとうございました。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 今回、集団接種のほうは一応終了という形になると思うんですけども、医療施設であるとか高齢者施設、所管は違うと思いますが、そういったところでは、世の中がコロナに対して少し、5類になってノーマスクであったり、そういった対応を取

られていると思うんですけども、そういった高齢者施設関係であるとか、医療関係、病院関係はコロナが出たときと変わらない対応をずっと続けていますので、やっぱりインフルエンザであってもコロナであっても高齢者であったり、そういったところにはうつりやすいとか、感染しやすいリスクが非常に高い病気の一つだと思いますので、周知啓発等は引き続き行っていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくをお願いします。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。今のは意見でいいですね。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） コロナ感染者の人数は、今後、把握とかはされるのかどうか確認します。

○委員長（西村和子君） 課長、お願いします。

○健康推進課長（毛利早希君） 保健所のほうでインフルエンザ等と同じく定点観測をしておりますので、それは引き続きなされるというふうに聞いております。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

○副委員長（坂口勝彦君） はい。定点観測ですね。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） すいません、さっきの質問で、一定の効果があつたと言われて、資料はないというふうに言われたと思うんですけど、一定の効果があつたということの根拠がちょっと分からなくて、何かそういう資料を求めたりとかできないんですかね。

○委員長（西村和子君） 休憩しますか。

○健康推進課長（毛利早希君） 休憩してよろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） はい。では、しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長、お願いします。

○健康推進課長（毛利早希君） 統計資料として、重症者数であったり死亡者数の推移を見るような資料を御用意して、後ほど提出いたします。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

すいません、最後に私のほうからお尋ねしていいでしょうか。

設置条例を制定して、実施した期間がありましたよね。何日間開設して、ワクチン接種を受けた方が何人いらっしゃったかというデータがあると思うんですけど、それを提出いただくことは可能ですか。

成果として物すごく大変だったということは私たちも見ていて分かったし、現場のスタッフの方も本当に丁寧に対応されて、私なんか仕事の都合で遅れて行ってしまって、それでもちゃんと対応してもらって、本当に申し訳なかったなとかいうことがあるんですけど、いろんな御苦労があったと思うんです。それを締めくくるという意味で実績を出していたければと思うんですけど、いかがでしょうか。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 今、口頭で、回数と接種者数を申し上げてよろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） 何か表にしたようなものがあるんですか。

○健康推進課長（毛利早希君） 表には特にしておりませんが、手持ちの資料として持っております。

○委員長（西村和子君） では、口頭でお願いします。

○健康推進課長（毛利早希君） よろしいですか。

○委員長（西村和子君） はい。

○健康推進課長（毛利早希君） 集団接種の実施回数は、令和3年度が合計248回、令和4年度が188回、令和5年度が88回、合計524回、集団接種を実施いたしました。

集団接種で接種をされた方の延べの人数を申し上げます。27万1,567人の方が、集団接種でのコロナワクチンの接種を受けられたということになっております。

○委員長（西村和子君） 二つの会場だったと思うんですけど。

○健康推進課長（毛利早希君） 二つの会場合わせて。

○委員長（西村和子君） それぞれですか。

○健康推進課長（毛利早希君） はい。

接種者数ですか。

○委員長（西村和子君） そうですね。

○健康推進課長（毛利早希君） 接種者数は、市役所が15万3,877人、カミーリヤが11万7,690人の接種でございました。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。どうも御苦労さまでした。  
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、これで質疑を打ち切ります。  
ただいまから討論を行います。

議案第38号、筑紫野市立診療所設置条例を廃止する条例の制定についての件について、  
討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。  
これより採決を行います。

議案第38号、筑紫野市立診療所設置条例を廃止する条例の制定についての件について、  
可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決  
すべきものと決しました。ありがとうございます。

それでは、職員入替えのため、しばらく休憩いたします。

—————・—————  
休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分  
—————・—————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第39号、筑紫野市立障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定についてを議題といたします。

部長から職員を紹介していただいて、説明をお願いいたします。

濱崎部長。

○健康福祉部長（濱崎博文君） 所管課が入れ替わりまして、生活福祉課の職員が参っ  
ておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 皆様、おはようございます。生活福祉課で課長をして  
おります虫明と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○障がい者福祉担当係長（山内徳章君） おはようございます。生活福祉課障がい者福祉

担当係長の山内と申します。よろしく申し上げます。

○地域福祉担当係長（山崎健太郎君） おはようございます。同じく生活福祉課地域福祉担当係長の山崎と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（西村和子君） それでは、説明をお願いしたいと思います。

課長、お願いします。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、議案第39号、筑紫野市障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。

議案書は34ページになります。提案内容補足説明書は54ページになります。それでは、提案内容補足説明書に沿って説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が一部改正されたことにより、条項ずれが生じたことによるものでございます。

提案内容補足説明書の次のページ、55ページをお開きください。

新旧対照表を掲載しております。こちらが具体的な改正箇所となります。条例第4条、本施設で実施する事業に関する規定となっております。第1項第2号に日中一時支援事業に関する規定をしており、その根拠となる引用条項、法第77条第3項を、法第77条第5号と改めるものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（西村和子君） ただいま執行部より説明をいただきました。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。条例改正でございますが、まず、市立の障がい者通所施設とございますけども、具体的にどこなのか。

それと、日中一時支援事業がどういった事業なのか、分かりやすくですね。

それと、その利用状況等を教えていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） この施設でございます筑紫野市の障がい者通所施設は、名称をさるびあ学園と申しまして、カミーリヤのほほえみタウンB棟に場所を設けております。

日中一時支援事業でございますが、障がい児を対象に、長期休暇中の日中に、排せつや食事などの介護を行うものを実施しております。また、レクリエーション等を通じ、生活

の安定を図り、自立や社会参加のための支援を行っているものでございます。

令和5年度の状況でございますが、契約者数は3名となっております。そして、年間の利用者延べ人数は10人、年間の実施日数としては11日となっております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかに質疑ある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまより討論を行います。

討論される方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第39号、筑紫野市立障がい者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この件を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、所管事務報告、第三次筑紫野市地域福祉計画の策定について、についてに進みます。

本件について、執行部から報告をお願いいたします。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、資料に基づき、説明をさせていただきます。

生活福祉課が作成しております第三次筑紫野市地域福祉計画の策定について、A4の一枚ものでございます。こちらの資料を御覧いただきたいと思っております。

まず、1番に計画の目的でございます。住み慣れた地域で、行政や保健福祉等の関係機関と住民が一体的となって支え合うことができる、地域の仕組みづくりに取り組むための行政計画となっております。こちらは、社会福祉法第107条に規定がなされている計画となっております。

2番に、計画期間でございます。令和7年度から令和11年度までの5年間と予定をしております。

続いて3番目に、策定スケジュールでございます。アンケートやワークショップなどにより市民の意見を踏まえながら計画案を作成し、市地域福祉計画等推進委員会での審議を経て、計画の策定を進めてまいります。

表を御覧いただきたいと思います。まず、アンケートの実施、そして、まとめを令和5年度の末から今年度の6月までに終了させることとしております。

続きまして、ワークショップを開催しております。コミュニティの7地区ごとにワークショップを実施しております。6月から開始をしております。

それから、同時に関係課のヒアリングを行います。

こうしたものを踏まえまして、骨子案を作成し、推進委員会での審議を今年度12月までに終わらせようという形で進めてまいります。

そして、最後にパブリックコメントの実施をして、今年度中の策定を目指してまいります。

4番に、本計画と包含し策定する計画について掲載しております。地域共生社会の実現に通じる計画を併せて策定し、共有化を図る目的としております。

まず1番目に、地域福祉活動計画でございます。市社会福祉協議会が中心となり策定する地域福祉活動計画、基本理念や方向性を共有し、地域の福祉課題の解決を目指し、市と社会福祉協議会それぞれの役割を明確にしていきます。前計画に引き続き、本計画と一体的に策定をしております。

続いて2番目、成年後見利用促進基本計画でございます。成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画となっております。前計画に引き続き、本計画に包含し策定をしております。

そして最後に3番目、再犯防止推進計画でございます。地域の実情に応じた再犯防止に向けた取組を定めるため、国・県の計画と整合を図りながら策定をしております。これは今回初めて、新規に策定をする計画となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 先日、議会報告会で独居の方への支援について質問がありまして、財産管理をどこまでしていいかという質問が出たんですけども、行政と地域の温度差があ

り過ぎるという御意見をいただきまして、ガイドラインをつくっていただいたら、どこまでしたらいいかというのがやりやすいとおっしゃっていたんですけど、財産管理などのガイドラインとかを2番の成年後見利用促進基本計画とかに盛り込む予定とかってありますかね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 成年後見制度を利用しやすい環境整備というものが主眼となってまいりますので、必要な施策等について盛り込んでまいりたいと考えております。今後、関係機関等と協議をいたしまして、内容を細かく決めていきたいというふうに考えております。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

そしたら、私のほうからよろしいでしょうか。

この策定に当たって、現在、ワークショップの実施をされていると思いますが、初回の筑紫野南で終わった後に、会う方にたくさん感想をいただきまして、一度お伝えしたんですけど、非常に厳しい御意見をいただきました。一次計画、二次計画のまとめというのと、どんなふうに意見が反映されたかというのをきちんと示してほしかったという御意見と、それから、行政の都合でやっているんじゃないかという非常に厳しい御意見がありました。

何でそういうふうに言われたのかなと思ったら、結局、例えば私が感じたのは、地域福祉の課題のところでは障がい者の状況が分からないというのがあったんですけど、それについて、じゃあ、どうすればいいかって聞かれても、分からないから、どうすればいいというのは分からないわけです。それを聞かれる、答えようがないことを聞かれているというのがすごくあったんです。

やり方としては、言いたいことを聞くというところから、見いだしていくという形にしたほうがいいんじゃないかと。とにかく自分たちの言うことを聞いてほしい、自分たちの言いたいことが聞いてもらえなくて消化不良だと。単に事業を消化しているだけのよう受け取られると。そういう非常に厳しい御意見をたくさんいただきました。なので、少し、今後まだ7月、9月までなさると思うので、言いたいことが言えるようなワークショップの形にしていただければ満足感を持って——自分たちの課題とか、こうしたほうがいいとかということが言える場として、その中から執行部が必要な意見を抽出するような形みたいに少し変更していただいたほうがいいのかもしいないかと思いましたので、大変言いにくいことでありましたけれど、御配慮いただければと思います。

ほか、この計画について。

檜木議員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。成年後見利用促進基本計画は大変重要な試みだというふうに思います。たしか本市では、広く市民に対しまして相談会を定期的に設けてあったのではないかなと思います。その今の開催状況。それと、過去、市民後見人の育成研修の取組をやられてあったと思うんですけども、その今の取組状況あたりを分かる範囲で教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 相談会の開催についてでございますが、現在、年5回開催をしております。

また、成年後見の市民後見人の育成についてでございますが、現在、市民後見人さんたちの支援をするような形で、力をつけていただくような形での研修会を定期的にさせていただいているところでございます。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 市民後見人が最近、かなりテレビや報道等で取り上げられるようになっておまして、いわゆる終活に必要な活動ということでかなり一般化しているんですけども、この相談会に寄せられる人数、件数といいますかね、そういったものは年々増えてきている状況でしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 相談の内容も多岐にわたっており、そして複雑化しているというところもあります。件数も増えているというところがありますので、今後も継続して実施をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それで、筑紫野市のNPO法人の安心サポートネットは、本拠は福岡市だと思うんですけども、一番最初にできたのは筑紫野市でして、そこから今、福岡とかいろんな九州に広がっております。筑紫野市にせっきやくすばらしいNPO法人がございまして、そことの連携を強化していただきまして、筑紫野市が成年後見先進地と呼ばれるように、ぜひとも取組をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

なかったら、もう一つ質問させていただきたいと思います。

4番目の、本計画と包含し策定する計画の最後、再犯防止推進計画というのがあるんですけど、これは新しいということで、具体的に言うとうどういうことを盛り込みたいというふうに考えられているのかなど。すごく重要なことだと思うんですね。私たちにはあまりなじみのないことですが、すごく重要なことだと思うので、考えられていることをお聞かせいただければと思います。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 現在、予定している内容といたしまして、再犯防止のため、住民に身近な行政である市という立場でその役割が期待されております。一つは、例えば、犯罪や非行などをした人に対する福祉等の行政サービスの適切な提供、それから、地域住民に対する広報や啓発活動、そして、地域の再犯防止に取り組む保護司さんたち、民間協力者の活動支援、こういったものが主な内容になるのではないかと考えております。

○委員長（西村和子君） これの一番の狙いはどこですか。

部長、お願いします。

○健康福祉部長（濱崎博文君） 犯罪の認知件数というのは年々減少しております。そういった中で、再犯の割合というのは減ってないんです。つまり、近年起こっている犯罪の中で再犯率というのが非常に、大部分を占めていると。そういった方たちをいかに減らしていくか、つまり、金銭的に困る、衣食住に困る、そういったところから短絡的に犯罪に、再犯に走ると。そういったところをできるだけ、再犯を減らしていくところが大きな目標になろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 私たちも学習しながら進めていかなきゃいけないと思いました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、質疑を打ち切ります。

それでは、討論します。（「委員長、これ、報告やから」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。それでは、これで終了いたします。ありがとうございました。

どうしますかね。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、陳情・要望等第5号、休日当番医改善に関する陳情についてに入ります。

まず、内容を確認したいと思いますので、事務局に朗読をお願いいたします。

○議会担当主査（森 敬君） 陳情・要望等第5号、陳情書、休日当番医改善に関する陳情。

1、要旨。

休日当番医の患者、医師、看護師、薬剤師の負担軽減のためインフルエンザ流行時期の病院増加と広報誌、休日当番医の表示の改善を実施してください。

2、理由。

健康推進課は懸案の現状把握、調査、確認をすることなくできないと回答してきた。現状把握しないで、何をどう改善していくのか、理解できません。

また、健康推進課の令和6年1月29日付文書、誰が回答したのか。氏名のない無責任な対応に不安で仕方ありません。近隣5市で協議されているのかも疑問です。

令和6年4月5日、秘書広報課の軽率な対応、広報誌ちくしのについても同様。

福岡大学筑紫病院、ほか。緊急患者専用。選定医療費7,700円、別途必要。処方薬1日分のみ、の表示変更することもしない。広報誌の掲載枠、拡大してでも、市民が必要な情報は記載していただきますよう陳情します。

年末からのインフルエンザ時期に改善できない場合、同様の患者5時間待ち、医療関係者長時間労働が必ず起こります。改善していただけるように陳情します。

令和6年4月22日、筑紫野市議会議長様。

陳情者住所、筑紫野市大字阿志岐1146番地2。

氏名、井上雅彦。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございました。

次に、本陳情内容に関する現状を、執行部から説明をお願いいたします。

お願いします、課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 健康推進課から御説明いたします。

まず、休日当番医についてでございますが、休日当番医や救急病院など、救急医療の受診者は高齢化の影響もあり、全国的に年々増加傾向となっております。加えて、本年4月から始まった医師の働き方改革や医師の高齢化、医療従事者の人材不足などの影響により、救急医療体制は逼迫している状況でございます。医療機関や医師、医療従事者は限られた医療資源ですので、この限られた医療資源の中で安定的に救急医療を提供していくためには、医療機関の連携や役割分担など、様々な検討の必要性を本市としても重々承知しているところです。

また、一方では医療を提供する側だけでなく、医療を受ける側の意識改革も重要であると捉えております。救急医療、休日当番医を受診される方の中には軽症の方もおられ、待ち時間が長くなる一因ともなっております。筑紫管内で令和5年に救急搬送された人員のうち、45%が入院加療を必要としない軽症者であったというデータもございます。軽症の方の救急受診により、緊急性が高い患者の治療に支障を来すおそれもございます。救急医療体制については、筑紫地区5市が筑紫医師会の御協力の下、運営をお願いしているものです。救急医療逼迫の状況の中で休日当番医を増やして、増え続ける患者に対応することは難しいというのが現状でございます。

まずはこのような現状に対し、救急医療の本来の目的、救急や休日受診を迷ったときに電話で相談できる#7119番など、広く周知啓発を行い、比較的症状が軽いうちに平日の診療時間内に受診していただくなど、救急医療を本当に必要とする方がスムーズに受診できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、広報紙の表示についてでございますが、御意見を頂戴しまして、できる限り広報の記載を改善させていただいているところです。

選定療養費は、初期の治療は地域のかかりつけ医で、高度専門医療は病院で行うという、医療機関の機能分担の推進を目的として定められた制度です。地域医療支援病院では、紹介状なしで受診する場合などに選定療養費の支払いが義務づけられております。筑紫地区内では三つの地域医療支援病院がございまして、福岡大学筑紫病院、福岡徳洲会病院、済生会二日市病院が地域医療支援病院となっております。

広報において「選定療養費7,700円、別途必要」と記載しないのは、医療機関により選定療養費の金額に差があることや、救急搬送後引き続き入院するときや公費負担医療を受給しているときなど、選定療養費がかからない場合があることなど、時と場合によって内

容が変わってまいりますので、一律で記載することが難しいためでございます。

広報の内容については、限られた紙面の中で市民の皆様に必要な情報を分かりやすくお届けできるよう、今後とも改善を重ねてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方、意見等ある方はいらっしゃいませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すいません、福大筑紫病院以外の選定療養費の金額というのは、今分かりますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 福大筑紫病院の選定療養費が7,700円、福岡徳洲会病院が初診で7,000円、済生会二日市病院が7,700円ということになっております。

○委員長（西村和子君） ほかに御意見のある方はいらっしゃいませんか。

そしたら、私のほうからよろしいでしょうか。

私もこの現状について、福大の先生、それとほかの民間のお医者さんに聞いてみました。福大の先生は、夜の患者さんが多いと仮眠することなく朝まで対応して、そのまま次の日の勤務につくこともあって、労働が過剰になっている現状があったと。少しずつ働き方改革で変わっていくんでしょうけれど、次の日の診療に差し支えが出るようなこともあったと。

市としてできることはどういうことがあるでしょうかと伺いましたところ、今、説明があったように、啓発であろうということを言われまして、私もそれは深く納得するところでしたが。

もう一つ、最近報道でありました、救急車の有料化ではないかと言われたので、それはもろ刃のやいばですねというふうにお答えしたんですけど、医療の現場からはそのように見えているということが改めて認識されたところです。

それで、今回の陳情に至ったのは、行かれて大変だったということと、ちょっと納得のいかないことがあったので、このように陳情なされたんだと思います。今、説明いただいたことが現状であり、そのとおりで、市民も45%の軽症の方があるということをきちんと受け止めて、状況を改善していくように努力しなければいけない。そのことを私たちも含めて進めていかなきゃいけないということだと思えます。

ただ、この方は恐らく窓口で、やり取りの中で納得ができなかったのではないかと思いますので、幅広い市民の方から様々な御意見があつて、窓口では大変御苦勞があるとは思いますが、一人一人の市民の方に寄り添って、訴えられていることを受け止めて、丁寧に説明していただくことをお願いしたいというふうに思います。

ということで、この件については周知して、今後の審査の参考にしていただくということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、御異議なしと認めます。

ただいま周知されました陳情については、今後の議案審査、所管事務調査の参考とされますようお願いいたします。

以上をもちまして、陳情・要望等第5号の件を終わります。お疲れさまです。ありがとうございました。

では、ここでしばらく休憩いたします。ありがとうございました。15分まで休憩いたします。

—————・—————・—————  
休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） それでは、会議を再開したいと思います。

先に傍聴の件をお諮りいたします。

本常任委員会に、一般市民の方8名より委員会審査の傍聴の申出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって傍聴の申出を許可することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。事務局は入室の御案内をお願いいたします。

—————・—————・—————  
休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） それでは、会議を再開いたします。

請願第1号、高齢難聴者の補聴器購入の助成を求める請願の件を議題といたします。

本請願は、田中議員、そして、本委員会の委員である古賀議員が紹介議員となり今定例会に提出されたものですが、先般の本会議において、古賀議員から請願の趣旨を説明いただきました。委員会で審査を行うに当たり、紹介議員として、古賀議員から請願内容について補足説明がありましたらお願いいたします。説明席にお願いします。

古賀議員、お願いします。

○議員（古賀新悟君） 高齢難聴者の補聴器購入への助成を求める請願です。御紹介いただきました、紹介議員は田中允議員と私、古賀2名が紹介議員となっております。

これにつきましては本会議でも説明を行わせていただきましたけれども、この場でもう少し皆さんに、お諮りさせていただきたいと思います。

この難聴ですけれども、難聴には補聴器を装用するという医療的な介入を行うことで、認知症やヒアリングフレイルを予防することが大変重要と近年指摘をされているところで、75歳以上というふうに言っておりますけれども、年を重ねると耳が聞こえにくくなるというのが常でございまして、また、この75歳といいますが、家庭内での交流だとかお友達との交流だとか、まだまだ働いておられる方もいらっしゃいます。そういう中で、やっぱり耳が聞こえづらいということは、非常に生活にも支障を来しているところです。

例えば、子育てのところで言いますと、給食費の無料化の問題だとか子どもの医療費の問題、これは大変声高になっておりますけれども、高齢者の方についても生活を支えるという意味では同様だと思いますし、また、子どもと接するときにも、耳が聞こえやすいというときのほうが、子どもたちともよりよい交流ができるのではないかというふうに思います。

これは本当に要求が高まっております。補聴器を購入するときに、自治体の費用、この一部を補助する自治体も年々広がっております。2021年の7月時点では全国で35自治体、昨年は120自治体へと広がっております。今年の1月時点では238自治体へと、この1年で2倍と大きく広がっております。

また、これは市独自で補助をしてほしいと、補助をしているというところもあるんですけども、これは国に対しても、きちっと責任を持って国の施策として確保してほしいという意見書、これも今時点で全国で320自治体に広がっております。本請願の中でも、市、自治体の補助もですけれども、国にもきちっと意見を出してほしい、要望してほしいとい

うものも趣旨の一つでございます。このことも考慮していただきながら、本委員会でも御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ただいまの古賀委員の説明に対して、委員の皆さんから質疑のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。いかがでしょうか。では、質問はないということですのでよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。ありがとうございます。

————— ・ ————— ・ —————  
休憩 午前11時21分

再開 午前11時21分  
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、執行部より、濱崎部長、谷課長、真鍋課長補佐、平嶋係長の出席を得ていますので、本請願内容に関する現状についてお伺いしたいと思います。よろしくお願い致します。

課長、お願いします。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） それでは、説明させていただきます。

まず、請願内容につきましては、補聴器購入に関する筑紫野市独自の補助支援事業の実施、2点目に、公的助成を創設するよう国に対する意見書の提出となっております。

まず、市の現状についてですが、身体機能の障がいを補い、日常生活を容易にするための補装具の購入・修理という形で、障害者手帳をお持ちの方に対して補助制度がございます。もう1点、18歳未満の方に対して、身体障害者手帳の対象とならなくても、軽度、中程度の難聴児の方に対しては補聴器の購入費を助成するというような施策を行っております。いわゆる65歳以上75歳以上の補聴器の購入に関しての制度というのは、今現在はない状況でございます。

次に、近隣市の状況でございますが、まず、筑紫地区におきましては、大野城市が令和6年度から全年齢を対象として実施が始まっています。春日市、太宰府市、那珂川市においては、予定はないという回答を得ております。県内におきましては、これ以外に豊前市、小竹町、大刀洗町、みやこ町、吉富町、上毛町という形で実施をされており、主に高齢化

率の高い町村、そういったところが実施している傾向にございます。あわせて、大野城市をはじめとする市町村につきましては、いずれも市町村民税の非課税世帯もしくは生活保護世帯の対象にしているところがほとんどであり、大刀洗町、吉富町、上毛町については、その対象を外して補助しているような状況でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。御意見のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 執行部のほうから御説明ありましたが、近年、大野城市の話も出していただきましたが、先ほどの補足説明では申し上げませんでした。この請願と一緒に585筆の署名が寄せられて、これは短期間の取組であったというふうにお聞きしているんですけども、やはり非常に要求は高いというふうに思います。

もう一つ言うならば、今、補聴器購入の助成をしているところもありますけども、非常に補聴器自体が高価なもので、助成だけではなかなか足りない部分もあるのは確かなんです。まず、自治体としても、そういう視点できちっと高齢者の生活を支えているんだということを意思表示していただくという意味でも、この請願というのは意味を持つだろうというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 補聴器は、市内の非課税世帯とかそういった方々に対する、何か減免だったりというのはあるんですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 筑紫野市においては、非課税世帯等についての補助、そういったものは今現在ございません。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 筑紫野市も介護予防であるとか、いろんなそういった取組というのは進めていると思うんですけども、やっぱり、こうやって補聴器購入助成、どうにかしてほしいという声も上がっていると思いますが、耳が聞こえなくなって、「何て、何て」って何回も聞き直すとか、そういったことが本人さんの負担になっていって、どんどん社

会参画の場が失われてくるということも、一つあると思うんですね。介護予防とかいろんな取組をしていくのもそうですけども、自分が持っている機能というのを維持しながら社会に参画していく、高齢者、年を取ってもみんなと一緒に社会の中で生きていくということがやっぱり大事だと思うので、そういった面では、こういったところも、執行部もしっかり考えてもらわないかんじゃないかなと、そんなふうに思いますけども。

○委員長（西村和子君） 意見でしょうか。

○委員（吉村陽一君） いや、考えてもらいたいということで、どんなふうに考えますかということです。

○委員長（西村和子君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 今回、請願で上がっておりますので、まずは議会のほうで議論されること、委員会のほうで議論されることだと思っております。同時並行として国の調査研究等も進んでおりますので、近隣市との状況も併せて、また、国に対する要望については、引き続きこちらとしても調査研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（西村和子君） 副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） さっき言われました、大野城市とかはやっているということで、また、春日、太宰府、近隣市は取り組んでないというところなんですけど、ここの請願書の中にも、補聴器1台5万円から50万円と高額のためというふうにあります。例としてなんですけど、東京都の北区の高齢者福祉課で、今、軟骨伝導イヤホンというのがあるんですね。軟骨伝導——伝導は伝える、導くと書くんですけど、窓口に軟骨伝導イヤホンを置いて。軟骨伝導イヤホン自体は耳の線がついているやつじゃなくて、骨に伝えるやつなので、すごく衛生的な部分でも管理がしやすいというところで、これを実際に使われているそうです。金額も、ここに5万から50万と書いてあるんですけど、この軟骨イヤホンは3万円ぐらいからあると。

こういったイヤホンの種類に関しても調査研究をしながらとか、例えば、高齢者支援課にそういった形でちょっと取り組んで調査してみるとか、そういうふうな考え方もしてもいいのではないかなと私も思うんですけど、その辺りに関しては、そういった取組をしない、どういうふうに考えられるかをちょっとお尋ねしたいんですけど。

○健康福祉部長（濱崎博文君） 休憩、お願いしていいですか。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） そういったいろんなイヤホンもどんどん技術向上しておりますので、そういった取組も考えていただけたらなという意見であります。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかに。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 耳が聞こえないと非常に生活する上で困難だと思っているんですけども、大野城は今年から始まったってお伺いしたんですが、どれぐらいの申請があっているかとか、分かれば教えていただけますか。

○委員長（西村和子君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 大野城の申請要件については調査しておりません。今年度からということですので、予算としては232万円が計上してあるという情報だけ得ております。

以上です。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

○委員（春口 茜君） はい。

○委員長（西村和子君） ほかに御意見はありませんか。

では、御意見も出尽くしたようですので……。

○議会事務局長（荒金 達君） 委員長、すみません、よろしいですか。執行部の現状に対する質問が出ましたけれども、議員の皆さんでこの請願に対してどう考えるという意見交換が必要になります。

○委員長（西村和子君） ごめんなさい、質疑だけでしたね、ごめんなさい。今、質疑でしたので、意見交換をさせていただきたいと思います。

御意見のある方いらっしゃいますか。ない。意見の形で言ってしまったから。意見を先ほど述べられた方も。

じゃあ、吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すみません、先ほども少し話をしましたけども、やっぱり耳が聞こえにくくなっていくとかは、特に高齢者の方々の社会参画を阻害するものであるとも思えますし、フレイルの状態にならないようにと。できるだけ自分が社会の中において生活ができているという状況をつくるということは、非常に大切なことじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） 付け加えて言わせていただきますと、やっぱり聞こえないということで人との交流を避けるようになって、ひきこもりがちになるとか、認知症の要因に大きく影響しているということも聞きますので、これは重要なことではないかなというふうに私自身も思いますが、ほかに御意見はありませんか。

原口委員。

○委員（原口政信君） それは皆さんが言われるように、やがて私たちも年を取って、やっぱり耳が悪くなって、そのときに補聴器とかが必要になってくる。これは日本全国そうなんですけども、大変重要な問題だろうと思います。ただ、近隣市の問題からいろんなところのことを鑑みたところ、やはりこれは、単にこの議会にとどまらずに、議会が終わっても継続して審議をしていくという流れでしていったらどうかなというふうに私は思っています。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、いろいろ御意見を頂きましたがまとめたいと思いますので、よかったら坂口副委員長からお願いいたします。

○副委員長（坂口勝彦君） いろいろ御意見ありがとうございました。

昨年の6月定例会において、山本加奈子議員から、18歳以上の軽中度難聴者の方へ補聴器購入助成ができないかとの一般質問がありました。その中で執行部の答弁として、補聴器購入費助成の対象者拡大については、全国市長会を通じて年齢による制限のない補聴器装着を助成する制度の拡充について国に対する要望を行っている。引き続き要望しながら、実現を目指すとの答弁がございました。

市としてはこのような状況でありますので、ここで性急にこの請願に対する結論を出すのではなく、今後他市の状況を見ながら、委員会として今後継続して審査していくことが望ましいのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。ただいま坂口副委員長からまとめをしていただきましたが、皆さんからも閉会中の継続審査にしてはという御意見もありましたので、委員の皆様にお諮りいたします。

請願第1号については、継続審査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号、高齢難聴者の補聴器購入への助成を求める請願については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、請願第1号の件を終わります。

しばらく休憩いたします。ありがとうございました。

---

休憩 午前11時36分

再開 午前11時38分

---

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

陳情・要望等第6号、介護職員の処遇改善を求める陳情についてを議題といたします。

まず、内容を確認したいと思います。

事務局の朗読をお願いいたします。

○議会担当主査（森 敬君） 陳情・要望等第6号、介護職員の処遇改善を求める陳情書。

現在、我が国においては介護人材の減少による介護現場の人手不足が喫緊の課題となっており、筑紫野市内においても深刻な状況となっております。この人手不足によって、日本国民そして筑紫野市民は十分に質の高い介護サービスを受けることができなくなるおそれがあります。

この人手不足の主な原因は労働の実態に見合わない賃金の低さです。介護の職種がコロナ禍の中でエッセンシャルワーカーとして認識され、さらに賃金の問題で人手不足に陥っていることもあらわになったにもかかわらず、大幅な賃金の見直しはなされていません。介護の職種の平均賃金は全産業平均と比較して大きな格差があります。このことについて

は各地方自治体からも国に対して賃金の見直しの陳情や意見書が上がっていますが、実効性のある効果は得られていません。

また、他産業と同様に介護業界においても大都市と地方都市においては賃金の差が生じており、東京や大阪等の大都市は賃金が高く、地方都市は安くなっています。そして地方都市の中でも中心部とその他周辺部においても格差が生じています。現在就労している介護人材、そして今後就労する介護人材は都市部に集中していくと考えられます。

上記の問題が年々進んでいけば、筑紫野市の介護人材は減少の一途をたどり、今後さらに進んでいく高齢化に対処できず、筑紫野市の介護サービスの崩壊が現実のこととなりかねません。

既に幾つかの自治体が実施しているように、筑紫野市においても独自の賃金格差改善の対策を早急に整え、介護人材を確保していくことが急務です。筑紫野市の介護人材確保のため、下記の筑紫野市独自の介護職員処遇改善を求めます。

記。

一つ、本市の社会福祉法人等の介護施設等で働く介護職員へ介護職支援金を支給すること。

一つ、本市の社会福祉法人等の介護施設等で働く介護職員へ家賃補助を支給すること。

一つ、本市の社会福祉法人等の介護施設等に新たに介護職員として就職する者へ奨励金を支給すること。

令和6年5月30日、陳情者、特別養護老人ホームむさし苑施設長田中俊太、特別養護老人ホーム天拝の園施設長森尚子、特別養護老人ホームちくしの荘施設長白水ルリ子、軽費老人ホーム筑紫の里施設長大石和彦、特別養護老人ホームたんたん施設長石塚香織。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございました。

次に、本陳情内容に関する現状を執行部から説明をお願いいたします。

谷課長、お願いします。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 今回の陳情の内容につきましては、筑紫野市独自のということで、一、介護職支援金を支給すること、家賃補助を支給すること、就職する者への奨励金を支給すること、以上3点となっております。

それに対する現状としましては、まず、介護保険制度において実施されている介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算という

制度による各法人において処遇改善が一定図られているというふうを考えております。

陳情内容からすればまだ不十分というところではありますが、改善の取組の途上だというふうに捉えております。

2番目に、類似の制度として、福岡県社会福祉協議会が介護福祉人材を応援する貸付金、これ返済免除の規定がございますが、実施しております。例えば、介護福祉士等修学資金貸付けであったり、研修受講資金貸付け、再就職準備金貸付け、修学資金貸付け、そういった内容が6項目によって支援されております。

筑紫野市の事業所でこれがどれだけ活用されているかという情報は、残念ながらちょっと持ち合わせておりませんが、この制度について何件かの事業所で知らないところもあるということでしたので、そういったところをさらに啓発して活用をしていただく、こういった取組については必要かなというふうに感じております。

説明は以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

それでは、陳情・要望等第6号について、御意見のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 介護業界は非常に人手不足というところで、今回の第9期の筑紫野市の介護保険計画の中にも介護人材確保の文言が取り込まれているというふうにも思います。この陳情書のほうにも書かれていると思いますけども、やはり全産業と比べて介護士さんの賃金が非常に低いというところで、国としてもベースアップ、処遇改善がなされていますが、それでもやっぱり全産業と比較して非常に賃金が安いと。そういったところで市内の事業所さんも、介護人材の確保というところで非常に苦慮していると聞いております。

朝倉市さんが、最近、この奨励金であるとか家賃補助を始めるということで、西日本新聞だったと思いますけれども、そういった記事を目にしました。やはり福岡市であるとか賃金が高いところに介護人材がどんどんどんどん流れていく、流出していったら、何とか自治体のほうでも人材を確保するという取組が、どんどん今、近隣市町村の中でも始まっています。そういった中で、福岡市さんであるとか都市部の事業所に介護人材が流出していく中で、ほかの市町村もそういった動きがなされていくと、今度は筑紫野市の中の介護人材がまたさらに少なくなってくるんじゃないかというふうな心配をしております。

介護職員さんに対する処遇改善という形で陳情のほう出ていると思いますけれども、これが一番何が問題なのかという、実際に高齢者の方々が、そういった施設だったり事業所なりを利用している高齢者の方々が、職員不足によって満足な介護サービスが受けられない、それが一番の原因なんですよ。なので、職員さんの処遇改善というふうに書いていますけれども、一番は施設や事業所を利用されている高齢者の方々とか御家族とかの安心だったり、安心して生活ができないそういった問題を解決する一つの方法が、この介護職員の処遇改善という形だと思いますので、筑紫野市独自の介護職員の人材確保、こういったことを進めていくということは大変大きな意義があるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかに御意見はありませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 先ほど言われた貸付金の6項目で、筑紫野市が分からないんですよ。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 筑紫野市は分かりません。

○委員（春口 茜君） 全体ではどれぐらいあるんですかね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 県の制度の令和5年度で人数として652人、6項目総合でそういった結果となっております。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 金額とか限度額をちらっと見たんですけども、給料が少ないのに貸付け、お金を借りて返していくというのもやっぱり大変なのかなと思うので、これは意見ですけど、介護人材不足で今後高齢化に向かっていくというのは分かっていることなので、何かしら、多分一番は賃金だと思うんですが、賃金がかかり介護職とか看護とか保育士は低いなと感じているので、そういったところを改善していくようにお願いできればと思っております。意見です。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すみません、この第9期の介護保険事業計画ですかね、こちらの介護人材確保のための事業に取り組みますということであるんですけども、こういった陳

情を受けて、執行部のほうでこれから何か取り組みたいこととか、そういったところは何かございますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 現時点での具体的な取組としては、就職相談説明会だとかを企画しておりますが、それ以外にも賃金だけじゃないと思いますので、全体的な介護職、介護事業所に筑紫野市独自として何ができるかというのはいろいろと考えていきたいと考えております。今明確に言えるのはそれぐらいです。すみません。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） これは社会福祉法人の方々からの陳情ですけど、やっぱりグループホームレベルぐらいはもっと厳しいなというところもあります。こういったことで改善をしていくことによって、福祉関係の非常に厳しいところまでしていければいいかなと思って、私は大変賛成をしているんですけど。

今現在のイメージが、やっぱり中に入って、私もずっとグループホーム入っていますけど、かみつかれたり、認知症でわけ分からんこと言われたり、いろんなことがやっぱり介護士さんの中にはあるわけですね。それは使命感を持ってやっていただいているから何とかなっていますけど、少なくとも賃金ぐらいは、その代償としてしてあげないと、次々に辞めていかれるんですよね。これぐらいだったらほかのパートに行ったほうがまだましとか、そういった状況が物すごく介護の中ではあります。

だから、そういったことを行政も含めて、私たちも含めて考えていってやらないと、今谷課長から、以外のことでも何かできることというような話がありましたけど、やはり仕事として行ってある以上は、少なからずとも賃金を少し上げてあげて、イメージをですね、何だ、これでも耐えられるとか、人間はそんな強くないからすぐ辞めていくんですよ。それで、次々に繰り返しになっていっている現状が今あります。現場の方々は大変御苦労されているんだろうなということをつくづく思っています。

即座にこの3項目を全てやってくださいということは、なかなか難しいかもしれませんが、少なくともこういう現状を行政は把握して、やっぱりこういった形でもできるというところ辺は少し示していただかないと、今後本当に介護サービスが崩壊してしまうんじゃないかなという心配をちょっとしています。

その辺を谷課長、何か言える範囲でいいですよ。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 先ほどの陳情の中にもあっている項目の中で、福岡県の社協がやっている事業とかもあって、これをうちも同じようなことができないかというふうに担当者に確認したところ、同時並行に利用ができない、筑紫野市がその制度を使うと県の社協の制度は使えないということもお聞きしたところでございます。その中で、じゃあ、県の社協がやっていることをわざわざ筑紫野市がやるのか、それ以外にやれることはないのかというところを考えていきたいなというふうに思っていますし、これは筑紫野市だけの問題じゃありませんので、当然、国・県の動き、財政規模も相当なものになりますので、介護保険料とかの兼ね合い、そういったものを考えるとなかなか難しいなと思いつながら、まだ来たばかりですけど、いろいろ考えているところです。

以上です。

○委員長（西村和子君） じゃあ、檜木委員。

○委員（檜木孝一君） ほかの件でいいですか。いいですかね。

○委員長（西村和子君） この件に関してでしょう。どうぞ。

○委員（檜木孝一君） ちょうど同じような状態であったのが、保育士の処遇改善が同じような条件であったのではないかなと思っております。全産業よりも低い、そして都市部と田舎の都市でやっぱり都市部のほうが高い。二面性があるように思います。

基本的には、国が全産業の部分においては責任を持って対処すべき問題だというふうに思っておりますけども、地方都市の部分であれば地方都市なりで努力をせんといかんというふうに思うところがございます。

それで、保育士確保の部分でも、後になりましたけども、家賃補助等を実施しまして、一定成果を上げておりますので、介護職員の部分に関しましてもやっぱり考えて——三つの点全てを同時にやるというのはなかなか難しいと思いますが、やれる部分から考えていかんといけないのじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すみません、この陳情に対して署名が一緒に上がってきていると思うんですが、その数とかは委員長のほうで分かりますか。

○委員長（西村和子君） いや、聞いていません。

○議事課長（高木美智子君） 署名のほうは1万1,482筆、併せて提出されております。

○委員長（西村和子君） もう1回言ってもらっていいですか。

○議事課長（高木美智子君） 1万1,482です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。それでいいんですか。

○委員（吉村陽一君） はい。

○委員長（西村和子君） じゃあ、春口委員。

○委員（春口 茜君） 全体で介護人材不足が何人あるみたいな統計は、多分出ていると思うんですけど、筑紫野市で二、三十年後にどれぐらいの人材が足りないのかというのを出すことはできますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 難しいと思います。介護実態調査というのが起こっていて、人材不足感があるかとか、そういったデータは来ているんですけど、実際に何人、どこで、筑紫野市でというのは、新聞報道にある何十万人の不足が生じるとかその内訳とかは公開されていないので、ちょっとうちでは把握してないですね。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

じゃあ、私のほうから一つあれですけど、私たちのコミュニティでは助け合いをやってるんですけど、そのコーディネーターをしている人が、最近、地域包括支援センターから「介護保険対象の方なだけけれど、ヘルパーが足りないからお掃除を手伝ってほしい」とかいう依頼が3件あったんだそうです。一旦は、「私たちは素人だから、介護保険のことであれば、ほかの事業所が無理なのかももう1回当たってから、それでもなかったら受けます」と言ったと聞いておまして、そこまで深刻なのかというのを本当にひしひしと感じております。

それで、求められていることは大変重要なことじゃないかなというふうに思いますが、これは同時に市長のほうにも提出されているというふうに聞いておりますので、執行部のほうもなかなか難しい課題ではあると思いますが、前向きに検討をしていただくことをこの委員会としても注視していくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

それでは、そういうことで皆様にお諮りいたします。

陳情・要望等第6号につきましては、これをもって周知することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 異議なしと認めます。ただいま周知されました陳情については、今後の審査、所管事務調査の参考とされますようお願いいたします。

以上をもちまして、陳情・要望等第6号の件を終わります。ありがとうございました。

休憩したほうがいいですか。じゃあ、13時まで休憩いたします。

—————・—————・—————  
休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をいただいた上で、待機児童の状況について執行部から報告をお願いいたします。

嘉村部長。

○こども部長（嘉村千穂君） こども部の嘉村でございます。

こども政策課から説明をさせていただきます職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） こども政策課長の岡嶋と申します。よろしくお願いいたします。

○保育担当係長（中村義弘君） こども政策課保育担当係長中村と申します。よろしくお願いいたします。

○給付・支援担当係長（城塚利恵君） 同じく給付・支援担当の城塚と申します。よろしくお願いいたします。

○こども政策担当係長（原田典忠君） 同じくこども政策担当係長の原田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） それではお願いいたします。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） では、文教福祉常任委員会説明用資料の1ページを御覧ください。

まず、1、待機児童についてです。令和6年4月1日付待機児童は前年と同数の16人で、待機児童の年齢別の内訳は、1歳児10人、2歳児6人でした。令和4年度及び5年度に引

き続き、定員19名の小規模保育事業所1か所のどこか保育園の開設によりまして定員数は増加となりましたが、いまだ待機児童の解消には至っていない状況でございます。

次に、2、認可保育所の入所状況についてです。令和6年4月1日時点での入所状況について、各園の定員並びに入所児童数を掲載しております。

定員の合計は2,347人で、小規模保育事業所1園の開設により、昨年度より19人の増加となっております。また、入所児童数の合計は2,247人で、各園の弾力的な運用等により昨年度より32人の増加につながっております。

続いて、資料の2ページをお開きください。

3、待機児童解消の取組についてです。既存認可保育所の入所者数増の検討についてですが、これまでも年齢別の未入所者状況把握と併せまして、各保育所への受入れの要請等を行っております。増員につながるよう保育士の雇用状況など、各保育園と情報共有しながら連携してまいります。

次に、保育士の確保及び職場環境の改善についてですが、まず、市内全認可保育所合同での合同就職説明会の開催。こちらは平成30年度から実施しておりまして、保育士の確保のため継続実施をいたします。令和5年度の実績としましては、合同就職説明会を2か所で開催し、計28人の参加がありました。このうち2人が就職につながっております。

次に、保育補助者の活用。令和元年度より、保育士の業務負担軽減のため、保育補助者を雇用する私立保育園に対して補助を行っております。令和5年度の実績としましては、私立保育所6園に補助をしまして、人数としましては26人分の補助を行っております。

次に、保育士の家賃補助事業の実施。市内私立認可保育所もしくは認定こども園に勤務する保育士で、本人を契約者として市内賃貸物件に居住している場合、保育園から受けている住宅手当に月1万円を上限として上乗せ支給をしております。こちらも継続実施してまいります。令和5年度の実績としましては、認可保育所11園に59人の方へ補助を行っております。

次に、児童福祉施設の整備についてです。先ほども御説明しましたとおり、本年度4月1日時点の待機児童数は16人となっておりますが、それ以外に特定の理由により入所保留とされた方が140人程度おられます。これは希望した施設に入所できなかったなどの理由によるもので、いわゆるこだわり待機の状況となっております。引き続き待機児童対策としての受皿整備が必要と考えており、具体的には150人定員の認可保育所1園の新設を予定しています。こちらは令和6年度中に施設整備、令和7年度開設を予定しているところ

です。

最後に、その他の取組についてです。その他では、入所調整方法と運営費補助などを挙げられております。特に入所調整方法については、令和5年度中途より一括受付から毎月受付へと変更し、各保育所に空きが出次第、速やかに入所調整となるよう努めております。引き続き、定員管理による入所者増に向けて努力をしております。

以上、保育環境及び受皿の整備等により、待機児童解消に努めてまいります。報告を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） こだわり待機のことでも質問なんですけど、待機児童の認定がもらえなかった通知とかを例えば職場に見せると、育休が延びたりする可能性とかってあるんですかねというのが1点です。

あと、今、市内は3歳から6歳までが無料ですけど、例えばどうしても預けたい方って市外でも預け先を探すかなと思うんですけど、市外でも保育補助が出るんですか。

2点、すみません、お願いします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） すみません、一つ目の質問をもう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

○委員（春口 茜君） 私も育休を取ったことがないので分からないんですけど、例えば、待機児童という認定、お知らせが多分来るかなと思うんですけど、それを基に育休をじゃあ延長しますとかという可能性とかってあるのかなと思って。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 一つ目の質問ですが、もちろん育休が延長されるという場合もございます。

それと、二つ目の質問ですが、市内市外にかかわらず無料になります。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 3点お聞きします。

一つは、保育補助者の活用ですけども、保育補助者は保育士の資格がない方のことを言っておられるのかですね。

もう一つは、保育士への家賃補助事業ですけども、保育所自体から出ているのにプラス1万円ということだったんですが、大体、保育所が出しているもともとの家賃補助というのはどのくらい、幾らぐらいあるのか、お分かりだったら教えてください。

もう1点、最後が、認可保育所の1園新設なんですけども、これは多分、若江のところにできるのかなという気がしますが、これの開設準備の状況を分かったら教えてください。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） まず、一つ目の質問の保育補助者の資格についてですけども、こちらは保育士の免許を持っていない方で一定の研修を受けられた方になりますので、保育士の資格は、すみません、繰り返しになりますが、持ってありません。

二つ目の御質問ですが、すみません、こちらは施設ごとでそれぞれの家賃補助が違うようですので、こちらでは申し訳ございませんが、把握してないところです。

三つ目の若江地区に今新設をしております1園の分ですけれども、今、住民説明会等を繰り返して、お話をしているところです。

以上になります。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） ちょっと聞き及んだところなんですけども、今度3回目の説明があるかと、2回目か3回目かあるかというふうに聞いたんですけども、地元の方の歓迎しない声もあるというふうに聞いているんですけども、その辺りは把握しておられますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 説明会のほうと、それから個別に電話、メール等がかかってきておりますので、そちらのほうで把握しております。

○委員長（西村和子君） すみません、そもそもの辺りにできるんですかね。

○委員（古賀新悟君） 若江らへん。

○委員長（西村和子君） 若江だけど、若江はいろいろある。まだ決まってないんですか。明確に言えないんですか。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 答えて大丈夫です。

○委員長（西村和子君） では、お願いします。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 地番、住所地でよろしいですか。

○委員長（西村和子君） 地番じゃ分からない。若江が分からないので。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 休憩のほうがよろしいですかね。休憩でもいいですか。

○委員長（西村和子君） では、休憩します。

---

休憩 午後 1 時12分

再開 午後 1 時14分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

場所について、簡単に御説明をお願いします。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 場所は若江地区の筑紫原田線のちょうど中央ぐらいの角地になります。よろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。先ほど課長のほうから、4月1日現在、こだわり等の待機児童が140名いらっしゃるというふうにおっしゃいました。潜在的待機児童ですよね、これの内容。こだわりがとか、どんなふうに潜在になっているのか。こだわりも一つだろうし、そのほかの理由で140名……。ちょっと待って、ちょっと待って。

それと、最新、今日は6月17日ですよ。最新の状況の数字をお願いいたします。

○委員長（西村和子君） いいですか。休憩しますか、いいですか。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） すみません、まず潜在的待機児童ですけれども、中身は、ほかに入所されている方、育児休暇を取られている方等を省いたものが、潜在的待機児童イコール、いわゆるこだわり待機となります。

そして、最新の状況ですけれども、今の入所保留児童数を鑑みますと、今もほぼ変わらない数字というふうに見込んでおります。

○委員（檜木孝一君） 140名ですか。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） はい。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） ありがとうございます。4月1日も今も変わらないということで

ございますが、そしたら昨年度と比較いたしましたらいかがでしょうか。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後 1 時17分

再開 午後 1 時18分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） すみません、昨年度との潜在的待機児童の比較ですけれども、昨年度は130名ちょっとでしたので、約10名増えているという状況になります。

以上です。

○委員（檜木孝一君） 了解です。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 先ほどの質問で、3歳児以降は市外でも無料とおっしゃったと思うんですけど、ゼロ歳から2歳までのお子さんを預けるのに、多分、認可外だと大体五、六万円するんですかね、1か月預けるのに。どうしても預けないといけない方々は、それでも預けざるを得ないかなと思うんですけど、例えば妊娠を機に退職した人とか、パートだった人とかでまた働かないといけない方々に負担がかかるかなと思うんです。1年前に、無償化の可能性はあるか伺ったんですけど、今のゼロ歳から2歳までの間で無償化にするとしたら、何億円ぐらいかかるんですかね。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後 1 時19分

再開 午後 1 時20分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長、お願いします。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） まず、お聞きのどのぐらい費用がかかるのかということですが、ちょっと今ここに持ち合わせていませんので、計算するので少しお時間をいた

だくような形になるかと思えます。質問はそれでしたよね。

○委員（春口 茜君）　そうです。

○こども政策課長（岡嶋桐子君）　以上です。

○委員長（西村和子君）　そしたら、計算できたら頂けますか。今日できなかつたらできたところでいいんでしょう。

○委員（春口 茜君）　後日でも。

○こども政策課長（岡嶋桐子君）　分かりました。後日でさせていただきます。

○委員長（西村和子君）　ほかにございませんか。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君）　1ページになるんですけど、入所児童数と定員というのが書いてあるんですよ。入所児童数が定員より多いところが6か所あって、特になんですけど、いきいきほいくえんとかは150人に対して174人ということでプラス24人、増えています。その上のあおぞら保育園も12名、さくら保育園とかも14名とかですね。これは大変な状況なんだろうけど、何か問題点があったり、そういった声が聞こえているのか。

それと、定員というのは、多分恐らくこれが定員ですよというもののなのに、プラス、特にこの24人を受け入れられているというのは、じゃあ24人以上まだ受け入れられるのかと。言いたいこと分かりますかね。何となく、これ、大丈夫なのかなというのの一つなんですけど。まずこれを。

○委員長（西村和子君）　中村係長。

○保育担当係長（中村義弘君）　定員数に対して入所児童数が超えている部分の取扱いなんですけれども、もちろん児童を預かるに当たりまして、保育士数であったり面積基準というものがそれぞれ年齢ごとにございます。これについてはもちろん満たしていく必要がございまして、昨今の待機児童の対策といったところで、弾力的運用といったところで、定員の120%までは、保育士、面積基準を満たした上でというところが条件になりますけれども、受け入れは可能としております。

そういったところで、通常4月1日になりますと、これからゼロ歳児さんが埋まっていく形になるので、定員数より少ないところがほとんどなんですけれども、保育室、面積を満たしたところといったところで、筑紫野市の待機児童に貢献いただいているというところで、御協力をいただいているところでございます。

以上です。

○委員長（西村和子君） 坂口副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。すごく心強いお言葉いただきましたので。

もう1点、別なんですけどね、2ページの保育士への家賃補助事業の実施で、月1万円プラスというところなんですけど、これ、近隣市も同じような感じで1万円プラスみたいな感じなんですかね。何が聞きたいかという、市によってプラスの金額が違ったりとかすると、じゃあ、そっちに行こうかなみたいな人も出てくるんじゃないかなと。だから、近隣市の状況はどんなふうなのか、金額的な部分ですけど、統一されてあるんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） すみません、今ここに詳細なデータを取りそろえてないんですけれども、同じところもあれば、ちょっと違う、少し割増しのところもあるという把握です。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 先ほど審査した第37号の配置基準の問題にも関わるんですけれども、今、認可保育所の定員と児童数は出ているんですが、そこに配置されている保育士の人数と、配置基準を満たすための保育士の中に先ほどの保育補助者の数も入れるのか入れないのかというのを。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） すみません、1園1園の保育士数をここにデータを持っておりませんが、全体では476名です。ここには保育補助者のほうは入っておりません。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

なかったら、私のほうから一つお尋ねしたいんですけど。

140人保留の方がいらっちゃって、自分の希望する園じゃないからということで保留されていると思うんですけど、この方たちがどうなっているか調査は、例えば1か月に1回とか、おばあちゃんたちに預かってもらっているとか、さっき言われたように、認可外のところに仕方なくとか、何かいろいろあるんじゃないかと思いますが、そういう状

況というのは把握なさっているのでしょうか。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 随時の追跡調査というのは、すみません、残念ながら行えてはいないんですけれども、一番最初の時点で状況のほうは把握させていただいてるところです。あとは、御本人さんたちからの相談を受けて、随時調整をしたり、確認をしたりするということでございます。

以上です。

○委員長（西村和子君） であるとしたら、増減が多少ある、希望のところに少ないでしょうけど行けるようになるとか、やめて違うところに、もうここに行きますとかもあるということですか。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 認可外のほうに移られたり、もしくはそのまま転出される方もいらっしゃいますので、増減は当然出てまいります。

○委員長（西村和子君） ちょっと不安なところもありますが、分かりました。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） そしたら、質疑を打ち切りたいと思います。

どうもありがとうございました。

続きまして、所管事務報告、筑紫野市こども計画の策定についてに移ります。

執行部から報告をお願いいたします。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） では、文教福祉常任委員会説明用資料の3ページをお開きください。

まず、1、事業概要についてです。本年度中に策定予定としておりました第3期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画について、こども基本法第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画として策定するものとします。

次に、2、国の動向についてです。図に示しておりますとおり、こども基本法の施行や各種大綱の統合が行われ、包括的な支援体制の整備が進められております。子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の真ん中に据えた、こどもまんなか社会の実現が掲げられているところです。

次の4ページをお開きください。

次に、3、筑紫野市こども計画の概要と対象期間です。現行計画に新たに包括する計画は、子ども・若者育成支援に関する計画及び子どもの貧困対策に関する計画の二つで、このことに伴い、対象年齢はおおむね40歳未満とするものです。

ただし、市町村こども計画策定に係るガイドラインが5月24日に発表され、先日の6月14日に第1回目の説明会が開催及び質疑等のやり取りがなされている最中ですので、国・県のほか各市町村の動向を伺いながら、適宜調整を図っていく予定としております。

なお、対象期間は、現行計画同様5年間とします。

次に、4、計画の策定体制とスケジュールです。策定体制は前回の報告同様、従来の体制を基本とします。また、スケジュールにつきましては、前回報告同様、資料のとおりに予定を立てておりますが、量の見込みと県とのすり合わせを行いつつ進めなければならないものでもありますので、国・県の進捗状況にも影響を受けることとなります。そのため、あくまで案であり、変更は生じるものと御理解ください。

以上、報告を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

それでは、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 計画策定体制とスケジュールの子育て会議の外部有識者は、どこ  
の団体か分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 全部で11団体ございます。今の子ども・子育て会議を  
庁外委員会——外部の委員会としておりますので、まず大学等の教授等、それから幼稚園  
長会、そして社会福祉協議会、小学校校長会、小学校PTA、中学校校長会、保育所園長  
会、保育所保護者会、筑紫野市児童クラブ保護者会、民生委員・児童委員、それから最後  
に部落解放同盟筑紫地区協議会の11団体からそれぞれ代表に出ているところ  
です。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

○委員（春口 茜君） はい。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。5年間のこども計画は、文章で計画としてまとめられると思いますが、事業費の積算とかトータルの事業費の積算といったものも予定されるのでしょうか。ぜひ積算していただきたいというふうに思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） すみません、今、こども部だけですと大体、こども政策課が58億円ちょっと、恐らくこども家庭課も5億から6億円なんです、ちょっと学校教育関係の予算を今把握しておりませんので、それに学校教育のほうをプラスアルファした金額というか予算額というふうに認識しております。

以上です。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） ありがとうございます。しっかりとした数字が今の段階で出ているというのは、よいと思います。

結局、その積み上げの積算が、今度、国のほうで予定をされておる健康保険からの拠出金ですよ、3.5兆円でございますか、そういったものが充てられるというふうになっておりますので、整合性とかを見ていくためにも、しっかりと事業費の積算辺りをやっていく必要があるんじゃないかなと思っております。

このように子どもに関する施策を行う場合、事業費は国、県、市の負担割合は幾つになっておりますでしょうか。大体で結構です。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 事業それぞれで補助金の割合、負担割合というのは決まっておりますので、ちょっと一概に言えないところはございますが、多くが国、県、市で、国、県、市で3分の1ずつというのが一番ポピュラーだと思います。

以上です。

○委員（檜木孝一君） 了解です。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

私、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

4ページが一番上、3のところですが、対象期間のところ、年齢が、一番左のところは、胎児から18歳未満の児童とその家庭と書いてありますよね。これを含むとしたら、一番右のところ、おおむね40歳未満というのがちょっと合わない気がするんですけど、もうちょっと支援、要するに保護者も入るんじゃないかなと思うんですけど、そうじゃないんで

すか。そうだとしたら、もう少し年齢が上がるんじゃないかと思って聞いています。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 保護者の年齢というのは非常に幅が広いかと思えます。特に18歳未満の児童とその家庭と書いておりますので、60歳を超えるという方もいらっしゃるかと思うんですが、その親御さん以外を抜けた場合のおおむねの年齢として示しております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 分かりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 質疑を打ち切ります。

どうもありがとうございました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後 1 時36分

再開 午後 1 時37分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務調査、ヤングケアラーの支援についてに進みます。

部長より職員の紹介をいただいて、説明をお願いいたします。

○こども部長（嘉村千穂君） それでは入れ替わりまして、こども家庭課より職員が参っておりますので自己紹介をいたします。

○こども家庭課長（石川純快君） こども家庭課長の石川です。よろしくお願いいたしますます。

○こども家庭担当係長（佐藤武朗君） こども家庭課こども家庭担当係長の佐藤と申します。よろしくお願いいたしますます。

○委員長（西村和子君） それでは、ヤングケアラーの支援について説明をお願いいたします。

課長。

○こども家庭課長（石川純快君） ヤングケアラーの支援について御説明いたします。ヤ

ングケアラーの支援のページを御覧ください。

まず、ヤングケアラーの相談の状況については、ヤングケアラーに限った相談は今のところありませんが、ヤングケアラーとなる背景には保護者の貧困や精神疾患など様々な家庭的要因があるため、その背景要因から心配される児童について、関係機関等から相談があり、ヤングケアラーと思われる児童として対応しているケースが7件ございます。

現在、対応中のケースでは、多くが対象となる児童が弟妹の面倒を見たり家事をしたりしているケースであるため、児童相談所や医療機関、福祉サービスを提供する事業者、また、学校や市内の関係各課と連携し、定期的なケース会議により情報共有を行いながら、訪問介護や放課後等デイサービスなどの必要な福祉サービスにつなぐ支援を行っております。

次に、教育委員会との連携については、毎月、こども家庭センターの相談員等と教育委員会の指導主事やスクールソーシャルワーカー等が出席する連携会議を開催し、対象となる児童の対応状況に関する情報共有を行っております。

また、ヤングケアラーへの支援のためには、学校現場での先生方の視点が重要な気づきの一つであると考えているため、教育委員会における校長会等の会議やいじめ防止等対策研修会などの各種研修会においてヤングケアラーに対する正しい理解について啓発しております。

ヤングケアラーについては、家庭内のことであるため、外からは分かりにくいにもかかわらず、当事者自身がヤングケアラーであると気づけないことが大きな課題ではないかと考えております。そのため、支援者が当事者の置かれている状況や、それにより失われている権利などを丁寧に説明し、当事者に自らがヤングケアラーではないかと認識してもらう必要があります。

しかし、この認識を求めるアプローチについては、本人にとっての家族像を安易に否定することにつながらないか、自己有用感にもつながっている本人の役割を奪うことにならないか、また、本人と同様に保護者の理解も必要だが、保護者の理解が得られるかなど懸念される問題点も多く、安易なアプローチができないことも今後の課題と捉えております。

課題解決のために、今後も支援する大人へヤングケアラーの正しい理解についての啓発を引き続き行っていくとともに、ヤングケアラーへのアプローチについては、当事者の状況等を踏まえ、繊細かつ丁寧な個別のアプローチを行う必要があるため、その手法について当事者に関わる教育委員会などの関係機関と意見交換を行ってまいります。

説明は以上になります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方いらっしゃいませんか。

ちょっと私のほうから。

1番の支援の状況のところの①ですけど、ヤングケアラーと思われる児童がいる家庭って書いてあるんですけど、これ把握数ということでしょう。いると断定——ほかにもいっぱいいる、潜在的にいるんじゃないかということなので、把握されている数がこの数というふうに読んでいいですね。

○こども家庭課長（石川純快君） そのとおりです。

○委員長（西村和子君） そんなふうに表示していただいたらよかったかなと思ったのが1点です。

それと、見つけていくというのはすごく大変だろうというのはよく分かりますが、部長も御一緒していただきましたけれど、高崎市に視察に行ったときに、学校のアンケートの一番末尾のところに「困ったことはないですか」という趣旨の問いかけをしているということで、学校教育課に聞いたのと、地域の小学校の校長先生にアンケート用紙を頂いたんですね。そうすると、多少やっぱり違いがあって、高崎市のほうは用紙そのものは見せることはできないけど、書いてあることとして、家庭での困りごと、学校以外での困りごとはありませんかというふうに聞いているんだそうです。やっぱり、筑紫野市と多少違うんですね。

なので、もう少し学校との連携というのをさっきもおっしゃったけど、私も聞くところによると、あの子は宿題をしてくるのがなかなか、学校にいるときの様子を比べて少ないからヤングケアラーじゃないかというふうに思っているとかいう話を伺いますので、教育部門との連携というのを密にさせていただく必要があるんじゃないかと思うんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

課長。

○こども家庭課長（石川純快君） 御指摘のとおり、一番気づきやすいのは学校現場の先生方かと思っていますので、今、御提案いただいたアンケートの在り方とかについてもですね、今後連携しながら進めていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（西村和子君） それと、補助金がいろいろ出ているんじゃないかと思うんです

けど、令和5年のところは、やっぱり見つけていくとか対応の仕方とかの研修について国からの補助金が出るというのがあったようなんですけど、そういうものの活用というのはどんなふうにしたんでしょうか。

○こども家庭課長（石川純快君） 今のところ補助金の活用は考えておりませんが、本市の取組といたしましては、まず支援する大人——先生を中心に、あとは福祉サービスに関わっている職員ですね。そういう方々にヤングケアラーの正しい理解、それをしっかりしてもらうことが第一かと思っております、今年度はその啓発に力を入れたいと思っております。

以上です。

○委員長（西村和子君） 今年度はどこら辺まで持っていきたいとかいう計画はあるんですか。

課長。

○こども家庭課長（石川純快君） すいません、どこら辺までというのは、啓発をしっかり、各種団体、学校等に行っていくというところまでになります。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） ヤングケアラーの発見というか、その人をそういうふう認定するとか、なかなか難しいなって私は個人的に思っているんですよね。この7人の子どもさんは、兄弟を子守したりとか、それを負担に思っているかどうかという問題もあるし、それは家庭の中ではある種うまくいっているところも3人兄弟ぐらいではあるもんやけん、そういう方いっぱい見てきましたので。それがどの範囲内でヤングケアラーというふう判断するのか。

例えば学校で先生方が、教育をなかなかこれによって受けられないとか、あるいは食事なんかを与えられないとか、いろんな問題があって上がってくるのかなという気がするんですけど。そして、そういうときにどの、まあ学校から言ってくるケースが一番多いんだろうと思いますけど、家庭から言ってくることはほとんどあり得ないと思いますが、そこでどういった形でこのケース会議やらに持っていくのかなと思ってね。

ソーシャルワーカーとか地域の福祉委員さんとか民生委員さんとかも入れてからいろんな協議をされると思うんですけど、ヤングケアラーの理解も私たちが物すごく持っているわけではないんですけど、かなり負担になっているということだろうと思うんですよ、基本的には。だからそこをね。どこからそういうふうな、この子は大変ですよというのは学校

から来るとですか。それかもしくは地域の人とかいろんなところがあるけど、どの辺から来るのかなと思ってから、発見が。ちょっとそれを聞かせてもらえますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども家庭課長（石川純快君） 一番多いのは学校からになります。遅刻とか欠席につながっているという場合ですね。そこに影響しているのが家事負担であったり、弟、妹の面倒を見ている、いわゆるヤングケアラーと思われるようなところがあるんじゃないかというところに入ってきます。あとは親御さんの介護の関係、訪問看護のほうから入ってくる場合もございます。

以上です。

○委員（原口政信君） いいですか。

○委員長（西村和子君） はい。

○委員（原口政信君） 地域の方々と、一定の子育て支援に関わっていらっしゃる方々とケース会議を持つわけやろうけど、そういったときというのはどの範囲の方を大体お呼びしてケース会議してるかをちょっと教えてもらえますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども家庭課長（石川純快君） 子どもに関係する団体と考えておりますので、学校であったり幼稚園、保育園であったり、もしくは保護者が医療機関にかかっているという場合であれば、協力を得られれば医療機関等、あと御指摘いただいた地域の民生委員の方かですね。そういった関わる人たちにお声かけして会議を開催しております。

以上です。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） ここに書いてある7人というのは、最初に言ったとおり、そういうところで発見されて、そしてそういったケース会議を持っていらっしゃる方が7人、今のところ。ということで思っておりますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども家庭課長（石川純快君） 7世帯ですね。きょうだい児も入れる家庭もございませぬ。

以上です。

○委員（原口政信君） ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 支援状況で訪問看護や放課後等デイサービス利用促進って書いてあるんですけども、こちらは補助金などの支援をしているのかというのがまず1点。

あと、先ほど言われた関係者がちょっと聞き取れなかったので、もうちょっとゆっくり言っていたきたいです。

あと、今年度は認識させることがまず重要というふうに向っているんですが、この認識させた後の計画を教えていただけたらと思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども家庭課長（石川純快君） まず1点目の御質問ですが、補助金というかそもそも補助の制度があって、支援する方の負担なく活用できるものを活用するように御提案しております。

○委員（春口 茜君） そういうのがあるということですね。

○こども家庭課長（石川純快君） はい。

2点目ですが、子ども、その親に関わる関係者——学校であったり、幼稚園、保育園、医療機関、そして地域の方々ですね、民生委員等になります。

3点目なんですが、まず今年度しっかり大人の方々の理解を深めて、それと並行して、実際にどのようにアプローチするのかというのが一番難しくて大きな壁かなというふうに考えておりますので、その辺りをどのように進めていったらいいのか。これは個別にお子さん、家庭の状況によってそれぞれ全然違うと思いますので、ケース、ケースで異なる対応にはなるかと思うんですが、そういった場合に繊細かつ丁寧にどういうふうにあプローチするかというのを教育委員会などの関係各所と意見交換をするということは並行して進めたいと考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） 春口委員、関連してでしょう。先に。

○委員（春口 茜君） すいません、先ほどの関係団体のところで、こども食堂とかも何か結構、こういう家庭がいるというふうに向ったりするんですけど、こども食堂さんとかに何か聞いたりとかはされていないんですかね、今の段階で。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども家庭課長（石川純快君） こども食堂さんには、そういうお子さんがいたらぜひ情報提供してくださいという周知はしております。

以上です。

○委員長（西村和子君） いいですか。

榎木議員。

○委員（榎木孝一君） お疲れさまです。関係機関とケース会議を定期的に開かれるということでございます。1点、こども家庭課の中においてヤングケアラーのいわゆるマネジメントをされてある方、中心となってマネジメントをされてある方はどういった方なのかなど。

先ほど高崎市の例が出ましたけども、教育委員会の中に福祉課のほうからの経験がある学校を卒業された係長やったですかね、が常駐をされておって、マネジメントをされていらっしゃるじゃいました。非常に情報収集から手だてまで一貫してスムーズにいった印象があります。本市の場合はマネジメントどなたがされるのかなと。

それと、最後のほうだと思うんですけども、例えばこの7世帯の児童の方が転出入された場合ですね。例えば外に出られた場合、関係先に通知を出すとかそういった制度があるのかなのか。ないのであれば、じわっと教えてやれば先方でもうまくいくのかなというように思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども家庭課長（石川純快君） マネジメントについてはこども家庭センターの相談員が主に担うんですけども、御指摘の市町、高崎市のように専任のコーディネーターがいるわけではございませんので、エリアを担当する相談員とともにですね、担当係長やその他の職員が、今のところみんな情報共有しながら対応している状況です。

2点目の転出入に関しては、こういう気になる家庭は、ヤングケアラーにかかわらず、要保護児童関係については確実に転出入する市のほうにケース移管という形で情報提供するようにしております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 先ほどの訪問看護と放課後デイサービスの紹介している施設名とか分かれば教えていただけますか。

○委員長（西村和子君） ちょっと意味がよく分からない。

○委員（春口 茜君） そこにつなげてるとおっしゃってたので、どこにつなげてるのか

など。事業者名。

○委員長（西村和子君） ちょっと休憩にします。

---

休憩 午後 1 時54分

再開 午後 1 時55分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

今の回答をお願いいたします。

課長お願いします。

○こども家庭課長（石川純快君） 資料を準備して後ほど配付させていただきます。

以上です。

○委員長（西村和子君） よろしくをお願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） すいません、一つ質問したいんですけど、7件というふうに言われた中で、ケース会議の構成が、私の聞き漏らしかも分からない、学校とか保育関係、それから関係があれば、医療機関にかかってあればというふうに言われたと思うんですけど、福祉関係のことを言われなかったように思うんですが、ということは御両親が例えば病気であるとか介護が必要であるとかいうケースはないというふうに理解していいんでしょうか。

課長。

○こども家庭課長（石川純快君） それは私の説明漏れですね。必要があればそういった方にもお声かけして出席していただけます。

○委員長（西村和子君） 分かりました。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 最後の最後で申し訳ございません。

たしか今年度、初めての試みとして社会福祉士を配置されておりますよね。初めての試みとして雇用されてありますが、その方の業務内容を教えていただいてもよろしいですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども家庭課長（石川純快君） 先ほど言いました相談員が持っている相談対応してい

るケースについてのアドバイスとかですね、それに加えてそのケース管理、あとはほかの通常の日常の事務処理業務などで、様々な業務を行っていただいております。

○委員長（西村和子君） いいですか。

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければこれで質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。

ここで休憩したいと思います。14時10分から再開いたします。

---

休憩 午後 1 時57分

再開 午後 2 時10分

---

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告、令和5年度筑紫野市教育委員会点検・評価報告書についてに進みます。

部長がお見えですので、職員を紹介していただいた上で説明をお願いいたします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 皆さん、こんにちは。教育部の長澤でございます。

文教福祉常任委員会の皆様におかれましては、日頃から教育行政の推進に御理解をいただいております、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の委員会では所管事務報告を4件させていただきます。

それでは、出席しております教育政策課職員が自己紹介をいたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（西村和子君） お願いします。

○教育政策課長（轟 治峰君） お疲れさまです。教育政策課長の轟と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○庶務担当係長（末次勝也君） 教育政策課庶務担当係長の末次と申します。よろしく申し上げます。

○委員長（西村和子君） それでは、お願いします。

課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） それでは、令和5年度筑紫野市教育委員会点検・評価報

告書につきまして御説明申し上げます。

なお、本件は令和6年第5回筑紫野市教育委員会定例会において御承認をいただいたものとなっており、その内容について御報告するものであることを御承知おきいただければと存じます。

それでは、めくっていただきまして1ページを御覧ください。

はじめにということで、四角囲いでありますように、この報告書は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき教育行政事務の管理及び執行状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、追って公表するものでございます。

2番の教育委員会の活動状況につきましてですが、1ページから3ページにかけて掲載をさせていただいております。

まず(1)の教育委員会の構成でございますが、教育長1名、教育委員4名、合計5名であり、法の定めにより任期は教育長3年、委員4年となっております。

次の2ページを御覧ください。

2、教育委員会会議付議事項についての内容は御覧のとおりとなっておりますが、主な議案としましては、6月1日開催の第5回定例会、令和5年度筑紫野市一般会計予算、教育費についてでございますとか、6月29日開催の第6回定例会の学校運営協議会を設置する学校の指定について、その次の行の令和5年度学校運営協議会委員の委嘱について等を審議させていただいております。

また、第8回の定例会におきましては筑紫野市地域学校協働活動推進委員設置要綱の制定についてでございますとか、第11回の定例会では岡田地区遺跡の古代官道の市史跡指定について、すいません、御審議いただいております。

続きまして、年が明けまして1月25日開催の第1回定例会におきましては、筑紫野市学校給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱の制定についてなどですね、議案について御審議をいただいております、全て御可決いただいております。

次に、3ページの下段を御覧ください。

その他の活動状況についてですが、①学校訪問として給食訪問4校、教育長・教育委員懇談訪問4校。②研修等として、御覧の研修に参加いただいております。

次に総合教育会議ですね。これにつきましては4回開催をさせていただいております、教育施策大綱策定に係る協議調整や、二日市小学校、二日市東小学校増改築に関する意見

交換、それからこの後に説明しますが、令和6年度の教育振興基本計画の内容につきまして審議をいただいております。

次に、④小中学校入学卒業式につきましては、延べ16校参加していただいております。

1枚めくっていただきまして、4ページでございます。

施策の点検・評価ということで、本書の見方をまず掲載させていただいております。

次の5ページからが筑紫野市教育委員会前6課のですね、点検・評価を取りまとめた表でございます。この点検・評価報告書は本市の最上位計画であります第六次筑紫野市総合計画に掲げられる政策のうち、政策3、生活を守る、政策5、未来をつくる中から教育に関わるものを教育の基本目標とし、5ページから48ページまでにかけて記載をさせていただいているものでございます。

目標の1から目標の7までを設定して、各基本事業、具体的な取組における実績や成果・課題を取りまとめたものでございます。全てを説明いたしますと時間の関係もございまして、有識者による評価のところですね、まとめて説明したいと思います。

49ページを御覧いただければと思います。

53ページにかけて、筑紫女学園大学の井口先生に教育委員会点検・評価報告に関する意見として、講評をいただいております。

これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項において、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするところによるものでございます。

2項目目ですね、井口先生からは全体を通しての中ですね、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこともあり、ほとんどの事業を予定どおり実施することができ、それぞれの事業で成果を上げているということや、6行ほど下ですね、全体を通して感じることは、筑紫野市教育委員会の組織としての力であり、本市の教育振興基本計画は形式的なものでなく、その実現に向けて各部署が具体的な施策を通して組織的、計画的に事業を遂行していることがうかがわれ、そのことを高く評価したいといった御評価をいただいております。

3項目目、施策の点検・評価についての見解につきましては、目標ごとに成果や課題に対する御意見をいただいております。

まず、目標1の人権尊重のまちづくりでは、3行下になりますけど、全小中学校で社会科学習カリキュラムを活用した授業が実施されており、児童生徒の人権意識の向上につな

がっている点は評価したい。

その1行下、差別事象発生防止のための指導や助言が速やかに行われており、今後とも人権感覚の啓発について丁寧で粘り強い取組を期待したいといった評価をいただいております。

次の50ページを御覧ください。目標3のところでございます。

学校教育の充実では、下から8行目、ICT教育について教育委員会としてICT活用教育実施計画を策定し、タブレット端末の効果的な利活用に関する研修を実施していることは評価できる。

また、1行飛びまして、学校現場と一体になってよい事例を積み上げていく必要があるといった御意見や、次の51ページの中ほどになりますけれども、地域との協力体制の事業として、コミュニティ・スクールの充実のために各学校のコミュニティ・スクールの活動状況を把握する上で教育委員会の職員が学校運営協議会に出席する取組への評価をいただいているところでございます。

目標4を飛ばしまして、52ページを御覧ください。目標5もちょっと割愛させていただきます。

目標6、歴史・文化の継承と振興では、岡田地区遺跡の古代官道が市指定文化財に指定されたことや、53ページの3行目でございますが、恒例のちくしの人形劇まつりもコロナ禍前の規模で開催され、好評を博したといった評価をいただいております。

このページの下の方、第4項目めにおわりにということで、この報告書には、筑紫野市教育委員会が自ら掲げる教育ビジョンをどのように具現化するかが色濃く表れている。コロナ禍前と同様に、またそれ以上に事業の遂行に向けて努力している姿がうかがわれたという評価で締めくくっていただいております。

以上、令和5年度筑紫野市教育委員会点検・評価報告につきまして、読み上げ、説明をさせていただきました。個別の内容に係るものにつきましては、分からないことがございましたら、担当課へお尋ねいただければ詳しく説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。

早めに配付してもらいたいという、過去、御意見があったんですけど、今回は12日だっ

たので、土日も挟んでいるから、それ以上早くなくてもいいんじゃないかということでお届けしておりましたので、御了承をお願いいたします。

御意見はないでしょうか。

今の説明を伺うと、何かいろいろ言えないような感じがしたんですけど、印象ですが。大変高評価をされているのでちょっと言いにくいのかなと思いますけど、何かあれば。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 非常に高評価をいただいているということで、多分、1個1個御質問していると時間が足りないと思うので、1点だけお伺いしてもよろしいですか。

青少年育成に入るのか分からないんですけど、今、不登校が多かって伺ってしまして、結構重要な課題かなと思っているんですが、そのことについての対策とか今後の方針とか教えていただけたらと思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 次の項目になりますけど、令和6年度の教育振興基本計画の中で、具体的な取組については触れさせていただいておりますが、いじめ・不登校のための組織的、総合的な指導体制の構築ということ今年度、6年度でうたわさせていただきます。それから、いじめ・不登校に関する相談体制の充実及び相談機関等の周知を図ります。それから、いじめ・不登校に関する研修会の実施、中学校ブロックを基盤とした小中学校、外部機関連携による不登校対策の組織的な取組を推進します。

そういった取組を今後充実させていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

関連することですか。どうぞ、春口委員。

○委員（春口 茜君） 何かいじめと不登校って、不登校の子が必ずしもいじめられているとは限らないと思うんですけど、内容とか、例えば欠席日数が多くて不登校扱い、別に何らないけれども、旅行に行っていて不登校になってしまったとか、何か内容とかが分かれば教えていただけたらなと思うんですけど。

○委員長（西村和子君） 課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 不登校の定義というのは、一応というか持っていると思いますけど、確認をさせていただきまして御報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） それは後日ということになるんですか。

部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 私のほうで分かる範囲で御報告させていただきます。

令和5年度の不登校の人数なんですけども、小学校が187名、中学校が263名ということで、不登校児童生徒数の推移なんですけど、令和元年から令和5年までの推移は、この5年間でおよそ小学校は2.5倍、中学校は1.5倍に増加しているところであります。

いじめ等の認知の現状なんですけども、これも小学校が令和5年度は977人で、中学校が118名ということで、この推移につきましても、令和元年と令和5年の推移を見てみますと、この5年間で小学校は大体10倍、中学校は5倍に増加しているところであります。

このいじめの件数の認知につきましては、まずいじめを見逃さないというような積極的な取組を学校のほうでもやっていたいただいているところであります。そういったところが確立しまして、いじめの件数は多くなっているところであります。

そして、このいじめの認知をしてから早期に発見して、そして早期に対応するといった取組の中で、こういう数字が上がってきているというような状況でございます。

認知件数とかは、今報告した内容でございますが、原因とかの数については今日持ってきていませんので、後日、報告したほうがよいものか、それとも所管課のほうにお尋ねしていただければ、より詳しく説明をさせていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

去年の今頃じゃなかったかと思うんですけど、総合教育会議で報告があって、その資料を次の9月議会だったような、記憶ははっきりしないんですけど、頂いて説明を当時の課長の高木課長からいただいたんですよね。

今年も同じことが総合教育会議でも報告されるんですか。されるんだったらそのときの資料を頂けば、すごく詳しくて、実態が分かる御説明だったので、今年もされるんであればそれを頂いたほうが分かりやすいかなと思ったんですけど。

部長。

○教育部長（長澤龍彦君） まだ総合教育会議の内容というのは決まってないところがあるんですけども、毎回いじめ・不登校の関係は教育委員会としても重要課題として常に考えていますので、これからの総合教育会議の中で報告等をしなければいけないと考えております。総合教育会議の議題として、協議調整事項として上がる可能性は高いと考えており

ますけど、まだ内容が決まってないんです。

○委員長（西村和子君） どうでしょうか。もうちょっと様子見てみますか。もし出なかったら、改めて頂くという形でどうでしょうか。よろしいですか。

○委員（春口 茜君） はい。

○委員長（西村和子君） そしたら、またよろしく願いしときます。なかったときにはまたお願いすると思いますが、よろしく願いいたします。

楢木委員が手を挙げられましたか。

ほかに。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 説明ありがとうございました。

この先生の評価の意見というところで、50ページの上のほうになるんですけど、研修においても、人権課題としてのヤングケアラーやアンコンシャスバイアスに係る内容を取り上げるなど工夫が見られるという内容が8ページにあるんです。成果・課題というところで、ヤングケアラーのアンコンシャスバイアスに係る内容を啓発冊子に掲載することができたというところで、さっきの所管事務調査の部分でもあったんですけど、これがこども家庭課と今回、教育政策課とで、さっきの調査の中でもやっぱり学校側からがすごく情報が分かりやすいというところだったんで、意見としてですけど、課は違うんですが、またしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思いました。ぜひよろしく願いいたします。

○委員長（西村和子君） 御意見でよろしいですか。

ありがとうございます。

原口委員。

○委員（原口政信君） 一つだけ。

これは所管課がちょっと違うかもしれませんが、4月から地域学校協働活動事業という新規事業がスタートしていると思いますけど、4月からの今の進捗状況、大体でいいです、分かる範囲で。コーディネーターが大体決まったのか決まってないのかとかいうところ辺のレベルでいいですので。そこだけちょっとお聞かせいただけませんか。これ、2ページのほうに書いてあったもんやけんですね。

○委員長（西村和子君） どなたが。

休憩しますか。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後 2 時31分

再開 午後 2 時32分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

部長、お願いします。

○教育部長（長澤龍彦君） 地域学校協力活動の取組なんですけども、今、コーディネーターをそれぞれの小学校、中学校で選出していただいて、そしてその方に学校と地域との連携をとっていただくということで進めております。これは、令和5年度と令和6年度の取組の中で、段階的に進めている事業でございまして、あと小学校、中学校どちらであったかが定かでないんですが、あと1名決まれば、全小中学校の公認コーディネーターがそろいますので、あとそのコーディネーターの方と学校と地域がしっかり連携を取り、コミュニティ・スクールと打合せしながら進めていくというふうなことになります。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかには。ありませんか。

ちょっと私のほうから質問、質問というか、意見になるかも分からないんですけど。

21ページの成果のところ、奨学金が必要な生徒のところ、貸与できたというふうになって、これはよかったなと思うんですけど、地域の方から、中学校に進学するときにやはり制服とかかばんとかを買うのにまとまったお金が必要で、非常に負担になっているので、何か対策をしてもらうことができないんだろうかという御意見が寄せられているんですね。

制服が変わるときには、PTAとか中心に、教育委員会が直接指導するという形ではなくて、独自に学校単位で考えられているというふうには思うんですけど、PTAに入っていらっしゃる方の全ての意見が聞けるようなふうになっているのかどうかというのを少し注視していただく必要がと。指導というと、それが学校に負担になるといけないと思うんですが、その状況というのがどうなのかなと。

それと、負担軽減については、全市同じ制服にするということを太宰府がやっているとも聞いていますので、なるべく負担にならないような対策が考えられないかと。今、制服

が更新された学校が多いと思うので、変更するとしても今すぐのことではないと思うんですけれど、将来的に、経済的負担が重いという方たちの御意見を尊重しながら、考えていただくようお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

ほかに。御質問等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、質疑を打切ります。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして令和6年度筑紫野市教育振興基本計画についてお願ひいたします。課長、お願ひいたします。

○教育政策課長（轟 治峰君） それでは、令和6年度筑紫野市教育振興基本計画につきまして、御説明申し上げます。

ページをめくっていただきましたら表紙があり、その裏面が目次という形になっております。もう1枚まためくっていただきまして、1ページ目を御覧ください。

まず1、教育振興基本計画についてということで、また四角囲いがございますけれど、教育基本法第17条第2項の規定において、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参考にして教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることが求められています。本市においてもこれに従うとともに、令和6年度を始期とする第七次筑紫野市総合計画に基づき、令和6年度筑紫野市教育振興基本計画を策定しましたので、今般、報告するものでございます。

一つ飛ばしまして3番、筑紫野市人権尊重のまちづくりスローガンということで、「自分が人からされたり、言われたりして、いやなことは自分は人にしない、言わない」が平成29年度筑紫野市総合教育会議において、スローガンとして議決されておりますので、ここに掲載をさせていただいております。

次に、2ページを御覧ください。4、筑紫野市総合計画と教育振興基本計画との関係についてでございます。

第七次筑紫野市総合計画は、本市における全ての施策や事業の指針となる中長期的な計画で、最上位計画として位置づけられており、そのうち教育部門に関する計画を筑紫野市教育施策大綱として位置づけをさせていただいております。総合計画と同様に令和6年度から令和9年度までの4年間の本市の教育、学術及び文化の振興に関しての総合的な施策としております。これらの上位計画と整合を図り、毎年策定するのが筑紫野市教育振興基本計画でございます。

次の3ページを御覧いただければと思います。

教育振興基本計画とその他の計画との関係を図示したものでございます。第七次筑紫野市総合計画の教育部門に関する計画を教育施策大綱として定めておりまして、これらに即し、整合を図って策定したものが教育振興基本計画となっております。

次の4ページから28ページまでが計画の実際の中身となっております。点検・評価報告書同様、目標1から7までを設定して、各基本事業、状況、課題、令和6年度の主な取組としてまとめたものとなっております。今回は第七次総合計画に移行した関係で、施策体系の構成が変わっておりますので、これに合わせる形で教育振興基本計画の構成も変更させていただいております。

一つ戻っていただいて、2ページを御覧ください。

第七次総合計画の体系図となっております、赤囲いの部分、これが教育に関する部門となっております。この順番で本計画を作成しているというところでございます。

次に5ページを御覧いただければと思います。

全ての目標について説明しますと時間の関係もございますので、主なものについてのみ説明させていただければと思います。

目標2、学校教育の充実では教育環境の整備でございますとか、次の6ページ目、教職員の資質向上と働き方改革、7ページ目、確かな学力の育成、8ページ目、豊かな心の育成、9ページ目、健やかな体の育成、10ページ目、きめ細やかな教育支援の推進、11ページ目、地域と学校の協働促進といった基本事業の下、教職員の働き方改革でございますとか資質の向上の取組の推進、それからICTを活用した教育の推進、先ほども触れましたけれど、いじめ・不登校のための組織的、総合的な指導体制の構築などといった取組を推進してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

目標4、スポーツの振興では、スポーツ施設の充実、次の16ページ、スポーツ団体・指導者・ボランティアの育成、17ページ、年齢や体力に応じた生涯スポーツの推進といった基本事業の下、スポーツ施設・設備の充実、それから部活動の地域移行を見据えた指導者ボランティアの育成、それからスポーツ普及活動の推進などに努めることとしております。

あとの目標の説明につきましては、割愛をさせていただければと思います。

以上、これらの内容につきましては、教育委員会全6課が現状、課題、主な取組・具体的な取組について作成したものを取りまとめしまして、教育振興基本計画としたものでござ

ざいます。また何か分からないことがございましたら、担当課へお尋ねいただければ詳しく説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

それでは、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 10ページのきめ細やかな教育支援の推進というところで、特別支援教育推進体制の充実とか、特別支援学級をしっかりとやっていきますよということだと思わうんですけど、昨年も少し話はしたと思うんですが、インクルーシブ教育との整合性をとりながらやっていきますということで昨年そういった回答もらっていたと思うんですけども、今年もそれと同様という形で理解しておいてよろしいですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 今おっしゃられますように、インクルーシブ教育の推進といった意味合いでは昨年と変わりはありません。昨年と同様に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにいかがでしょうか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。この計画が第七次総合計画の28の施策の中の赤いところから来ているんだという説明がございました。そのとおりでろうというふうに思っています。このとき学校給食の取組というのはこの中に入ってこないとですかね。いわゆる食の教育というふうなところで。いかがでございますでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 学校給食に関しましては、9ページの部分に出てまいります。中ほどの令和6年度主な取組及び具体的な取組の欄を御覧いただければと思います。強調文字の2段目、適切な施設維持管理による安全安心な給食の提供及び食育の推進、こういったところで取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかに。副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） ちょっと細かいところになるんですけど、16ページ、スポー

ツの振興というところで、これの令和6年度主な取組及び具体的な取組の部活動地域移行を見据えた指導者ボランティアの育成というところで、これが国が示すガイドラインでは令和8年度以降可能な部活動から順次、地域移行に進めることになっていると思うんですが、この目標値の1番の、養成講座により養成された指導者ボランティア数が329人を目指していると、その下が220人、パーセントは60%と。さっきの評価の報告のほうでは、47ページでは、実績として上が279人で、下が187人で50.3%となっています。これはあくまで目標値になるんでしょうけど、この目標値に向けてどのように具体的に取り組んでいくのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（西村和子君） よろしいですか、休憩しますか。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時47分

再開 午後2時50分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

部長お願いします。

○教育部長（長澤龍彦君） 坂口委員がお話しされましたように、学校の部活動の地域移行につきましては、令和8年4月から開始できる部活動から実施するという事で進めております。

この中で、現在、ニーズ調査を行っているところでありまして、教員、先生方のアンケート調査はもう済んでいますので、これから生徒、保護者、関係団体等のアンケート調査を夏休みまでに実施をします。この後文化・スポーツ振興課のほうから報告等をさせていただきますが、現在スポーツ推進計画策定中であり、その関連も大きく影響してくるところであります。

まず、スポーツ推進計画策定を進めながら、少し遅れて部活動の地域移行に係る協議会を設置して、その中で具体的に方針等を立てていくようなスケジュールで今のところ考えております。その中で人材育成というのが、地域で担っていただく受皿づくりというのが大変重要になってまいりますので、先ほどの47ページの数字、令和4年、令和5年の数字がございますが、これを最終的にはこの計画の16ページの目標値に持っていきたいと。現在もいろいろ指導者等を対象とした講習会などもやっているんですが、それを今後充実さ

せていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

○副委員長（坂口勝彦君） はい、いいです。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、質疑を打ち切ります。

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

では、職員入替えのためしばらく休憩いたします。

---

休憩 午後 2 時52分

再開 午後 2 時53分

---

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告スポーツ推進計画についてに進みます。部長より職員を御紹介いただいた上で、報告をお願いいたします。

部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 失礼いたします。所管課が文化・スポーツ振興課に代わりましたので、出席しております職員が自己紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 文化・スポーツ振興課長の安樂です。どうぞよろしくお願いいたします。

○スポーツ企画担当係長（森田健太郎君） 文化・スポーツ振興課スポーツ企画担当係長の森田でございます。よろしくお願いいたします。

○文化振興・図書館担当係長（前田大輔君） 文化・スポーツ振興課文化振興・図書館担当係長の前田です。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） それでは、所管事務報告、スポーツ推進計画について報告させていただきます。

こちらの資料、1ページめくっていただいでよろしいでしょうか。スポーツ推進計画の

スケジュールについてとなります。

初めに、スポーツ振興計画につきましては、スポーツ施設の在り方も含めた本市のスポーツ施策の中期的な方向性を定めるため、スポーツ基本法第10条に規定される地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を今年度策定する予定としています。このスポーツ推進計画で特に大事なことと捉えているのが、ハード、それからソフトの面というところを重きに置いて進めていくということになります。

ハード面につきましては、スポーツ施設の整備の件について、それからソフト面に関しては指導者の育成、それから部活動の地域移行もありますので、そこを重点的に方向性、ある程度一定の方向性を定めていきたいと考えているところです。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

まず、1、市民等アンケートについてです。アンケートにつきましては、3種類取っております。一つ目が無作為に抽出した18歳以上の市民3,000人のアンケート、これについては1,046人からの回答があります。

次に、二つ目がスポーツ団体、22団体へのアンケート、これに関しては全ての団体から回答があります。

そして三つ目、包括連携協定を結んでいます筑紫高校の生徒、1,179人のアンケート、これについては311人の回答があります。このアンケート結果を集計、分析を行いまして、現在、スポーツ推進計画のたたき台を作成している段階です。

次に、2、今後のスケジュールについてです。スポーツ推進計画策定に関する会議等日程については、表のとおりとなります。関係する主な会議につきましては、教育委員会、総合教育会議、スポーツ推進審議会を予定しているところであります。

下の表を御覧ください。詳細なスケジュールとなっています。5月30日に教育委員会、内容については、スポーツ推進審議会委員の承認、それからスポーツ推進計画の諮問を行っております。

次に、6月20日に予定しています総合教育会議、それから6月25日にスポーツ推進会議を予定しております。ここでの内容につきましては、スポーツ施策に係る市民意識の状況報告、それから計画のたたき台の意見聴取、この計画のたたき台につきましては、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間、スポーツの定義から成る計画の概要、それから筑紫野市の地域特性、それから市民等アンケート調査、それから課題から成る現状と課題、それから基本理念で構成しまして、皆様の御意見をいただき、協議調整を行いまして課題

を抽出するまでが今回の目標としております。

次に、8月29日に教育委員会、9月上旬に総合教育会議、9月中旬にスポーツ審議会、内容につきましては計画素案の骨子の報告、意見聴取としておりまして、この計画素案骨子につきましては、計画のたたき台で協議調整した課題から今後の施策体系をつくり、具体的な施策の展開をつくり上げた計画素案の骨子を作成し、協議調整させていただき予定となっております。

その後、10月にパブリックコメントを行いまして、11月中旬にスポーツ推進審議会、内容についてはパブリックコメントを踏まえた計画案の微調整、それから11月28日に教育委員会でスポーツ推進計画の答申をさせていただきたいと考えております。

このほかにも5月、8月、12月で庁議、またこの文教福祉常任委員会での今後の報告としまして、計画素案の骨子を9月議会で報告、それから計画完成後の12月議会において、内容の報告をさせていただきたいと考えております。

なお、計画の策定状況に応じてスケジュールが変更になることがありますので、御了承いただきたいというふうに思っております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。

副委員長

○副委員長（坂口勝彦君） すいません、ありがとうございます。

1番の市民等アンケートについてなんですけど、このスポーツ団体25団体というのは、スポーツっていろんなスポーツがあると思うんですが、実際どんなスポーツがあるのかなという。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず体育協会に加盟している団体が22団体になります。こちらがいろいろ体育協会の加入している協会がありますので、ソフトテニス連盟であったり、バレーボール協会、剣道とかバスケットボール、ゲートボール協会、そういうもので成っています。そのほかに、NPO法人のカミーリヤ筑紫野スポーツクラブ、それから身体者障害者協会など、市内にある団体に調査をかけているところになっています。

○副委員長（坂口勝彦君） 柔道はないですか。

- 文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） ありません。
- 委員長（西村和子君） よろしいですか。
- 副委員長（坂口勝彦君） 野球はありますよね。
- 委員長（西村和子君） 野球はあるかって。
- 文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 軟式がありますね。
- 副委員長（坂口勝彦君） 硬式はないですか。
- 文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 硬式はないですね。
- 委員長（西村和子君） すいません。吉村委員、どうぞ。
- 委員（吉村陽一君） 関連してなんですけど、体育協会の22団体以外の3団体というのは教えていただいてもいいですか。
- 委員長（西村和子君） 課長。
- 文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 先ほど説明しました内容と重複しますけども、NPO法人のカミーリヤ筑紫野スポーツクラブ、それから筑紫野市身体障害者福祉協会、それから一般社団法人筑紫野市体育協会ですね。加入団体ではなく団体の事務局等のほうに調査、その団体もですね。その三つになります。
- 以上です。
- 委員長（西村和子君） ほかにはいかがでしょうか。ございませんか。
- 榎木委員。
- 委員（榎木孝一君） 今のアンケートに関連をいたします。18歳以上のいわゆる成人が対象となっております。これは子どもの意見は聞かなくてよかったとですかね。
- 委員長（西村和子君） 課長。
- 文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 子どもの意見に関しては、まず筑紫高校の生徒からとっているというところ。それから、スポーツ団体の中にスポーツ少年団等、そのほかにも団体、基本的にはお子さんの方が参加していますので、そこで意見を取らせていただいているという認識でございます。
- 以上です。
- 委員長（西村和子君） よろしいですか。
- 春口委員。
- 委員（春口 茜君） 計画素案が9月上旬頃ですか。文教福祉常任委員会でも見られるんですかね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 議会の報告におきましては、9月議会、ここで計画の骨子ができますので、そこで報告させていただきたいと考えています。ただし、今後のスケジュールによって、議論の内容によって先に延びる可能性もありますので、そこら辺は御了承いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） いいですか、春口委員。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すいません、ちょっとさっきの続きなんですけど、結局アンケートをとったスポーツ団体は25団体で、体育協会におよそ加盟しているというところで、このスポーツ推進計画自体は大体体育協会に加盟しているところを中心としたスポーツ計画になるという形なんですかね。それ以外の、体育協会に加盟していない、いろんな団体が多分あると思うんですけども、そういったところももちろん含まれているということですかね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 今回の計画に当たっては、スポーツ審議会の中で内容を詰めていくという話になりまして、その中で、体育協会以外に関しても、筑紫野市のスポーツ推進委員会、それから筑紫野市のスポーツ少年団、それから筑紫野市の校長会、それから筑紫野市のコミュニティー連絡会、それから体育振興会、それから先ほども言いましたけども、カミーリヤ筑紫野スポーツクラブ、身体障害者福祉協会、それから社会教育委員会の会と幅広く団体のほうを招集し議論していきますので、体育協会だけのではないという認識でございます。

以上です。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、質疑を打ち切りたいと思います。

どうもありがとうございました。

では、所管事務報告、最後ですけど、筑紫野市文化会館の更新工事スケジュールについてに進みます。

課長、お願いします。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） それでは、所管事務報告、筑紫野市文化会館空調更新工事、舞台照明更新工事、舞台音響更新工事のスケジュールについて報告させていただきます。

こちらの資料、1ページおめくりください。A3になっておりますので、開いてお願いいたします。

初めに、この更新工事費につきましては、令和6年度予算としまして、設計業務委託料1,685万1,000円、それから単独工事費1億3,856万2,000円、それから債務負担行為として令和7年から8年の期間において、工事設計監理業務委託工事費として限度額4億9,135万1,000円、令和6年度から令和8年度の合計6億4,676万4,000円を今年の3月議会において承認をしていただいたところでございます。

それでは、表のほうを御覧ください。

空調設備更新工事につきましては、管理業務委託として令和6年7月から令和8年の9月まで、工事につきましては予定価格が1億5,000万円を超えるものにつきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして、議会の承認が必要となるため令和6年12月での承認、それから令和7年度末までが既製品ではなく筑紫野市文化会館に合わせた空調設備が必要となるため、その空調設備の制作期間となります。そして令和8年の4月から9月までが設置工事の期間となります。

次に、大ホール舞台照明更新工事につきましては、設計監理業務委託として令和6年7月から令和8年9月まで、すいません、表のほう9月が抜けていますので追記のほうお願いしたいと思います。それから工事につきましては、令和7年の9月に議会承認、令和8年5月までが制作期間となりまして、令和6年9月までが設置工事の期間となります。

次に、大ホール舞台音響更新工事につきましては、設計監理業務委託として令和6年7月から令和8年9月まで、すいません、こちらのほうも9月の追記をお願いしたいと思います。工事につきましては、令和7年9月から令和8年3月までが製作期間となりまして、令和8年9月までが設置工事となります。

また、この三つの更新工事の期間におきまして、文化会館を使用することはできませんので、令和8年4月から令和8年9月までの6か月間を休館期間としております。

なお、このスケジュールで原則進めてまいります、工事等、作成の進捗状況に応じて、スケジュールが変更となりますので、御了承をお願いしたいと思います。

以上、報告終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

それでは、質疑のある方お願いします。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 文化会館はエレベーターが設置できないとのことなんですけれども、この工事が終わった後、あと何年ぐらい文化会館自体がもつのか。

それと、もし今建て替えの予定とかがあれば教えていただきたいのがもう1点。

最後に、大ホールの利用率が分かれば教えていただけたらと思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず、文化会館、今後の予定は今のところ新しく建て替える予定はありません、未定であります。

それからまず、エレベーター等の大規模な修繕に関しましては、エレベーター等をつけるというのは、やはり構造的な問題が出てきますので、施設の大規模改修等に合わせて実施をしたいと考えております。

ただ、大規模改修の時期に関しましては、これからの児童生徒の増加に伴う対策であったり、老朽化に伴う対策など、いろいろとお金がかかってくるということもあり、様々な課題があって、それぞれを総合的に勘案して計画的な整備が必要となりますので、具体的な時期に関しては現段階ではお答えできないというところになります。しかし、財政面的な面も含めて総合的にしっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

もちろん、それ以外の部分に関しても、今年度の文化会館に係る予算状況を見ながら、できるものは行っていきたいと考えているところです。

それから、稼働率につきましては、大ホールに関しましては令和5年が35%の稼働率で、ついでに前の年度も含めて報告したいと思いますけども、令和元年度が43.9%、それからコロナ禍でしたので令和2年度が12.6%、令和3年度が33.3%、令和4年度が44.3%、先ほど言ったとおり令和5年度が35%となっております。

大ホールのみでよろしいですか。

○委員（春口 茜君） 大丈夫です。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 以上です。

○委員長（西村和子君） すいません、今、この後、次の改修が必要なところと聞かれたような気がしたんですけど、違いましたか。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 今の段階では答えることが難しいということ

です。

○委員長（西村和子君） それもできないんですね。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） はい、現段階では答えることができないと回答させていただいたところでございます。

○委員長（西村和子君） 今後の予定、それを含めてですね。分かりました。

ほかにございませんか。

○教育部長（長澤龍彦君） 委員長、ちょっと補足よろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） 部長、お願いします。

○教育部長（長澤龍彦君） すいません、文化会館の改修時期につきましては、現時点では何も決まってないような状況で、今後も文化会館を使用し続けるようになります。そのようなことから、健全な施設の維持管理、運営において必要なことについては、できるだけ改修等できるものはやっていきたいということですね。先ほどエレベーターの関係とか話が上がりましたが、その関係については、これまでも説明してまいりましたように、構造上大きな問題があって、本当に大きな費用がかかるということになりますので、その点については大規模改修の時期に合わせてやるとか、そういったことを総合的に検討していかねばいけないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかに御質問ありませんか。

すいません、私、質問していいですか。今度の改修が終わったら、しばらくはしなくていいというふうに理解していいのか。

それと、大規模改修って言われますけど、大規模改修がふさわしいのか、あるいは建て替えがふさわしいのかというような、そこら辺の長期的な見通しというのはどんなふうなんでしょうか。未定って言われると、何も計画がないみたいなふうに聞こえるんですけど、本当はそうじゃないんじゃないかなと。この辺でも全体的に老朽化が進んで大規模が必要じゃないかとかというような、長期の見通しというのものないんですか。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 現段階では、今の文化会館を大規模改修をしながらもたせるという基本的な方針であります、長寿命化計画がありますので、今の建物に大規模改修しながらもたせていくというのが原則的な考えであります。

○委員長（西村和子君） であつたら、指摘されている、トイレの階段にスロープがない

とか、エレベーターとかもね、もうちょっと具体的に検討してもいいんじゃないかなと思うんですけど。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） エレベーターとなりますと構造的な部分で大きな改修が必要になりますので、もちろん休館とかの話も出てきます。時期的に大規模改修の時期に合わせてするのが適切と考えているんですね。ただ、大規模改修がいつになるかというのが、今のところ示せないというのが現状であるというところですね。

ただ、先ほど言ったとおり、それ以外の簡単なものに関しては、今後、この点に関しては予算的なものもありますけども、予算の執行状況を見ながら、できるものはしていきたいと考えているところでございます。簡易的なものに関してはですね。

○委員長（西村和子君） 何か禅問答みたいでよく分からないんですけど、ほかの方の御質問を伺いたいと思います。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 利用率としては下がっているのかなと思うんですけど、可能性として恐らく——長寿命計画で10年後に大規模改修となつたと思うんですけど、ちょうど同じ時期に生涯学習センターも改修しないといけない。建設環境になるんでちょっと分かる範囲で大丈夫なんですけど、可能性として統廃合をしたりという案とかが出てたりするんですかね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 今の段階では答えることはできないところです。やはり長寿命化計画がありますので、原則は今の建物をというのが基本的な柱になってくると思います。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

原口委員。

○委員（原口政信君） 休館を何か月かするって言ったろ。そのときの文化会館の使用の代替えとかは何か考えとるとですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 基本的にこの期間に関しては館自体を全て閉めますので、代替というのはいない状況でございます。

以上です。

○委員長（西村和子君） 付け加えてですけど、その休館は、確認なんですけど、前も半

年間、何年か前にしましたよね。そのときに、総会とか発表会ができなかったという御意見があったんですけど、その季節とは逆の季節となっていますかね。同じ方たちばかりが使えないというふうになるんじゃないかと思って懸念して質問しております。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） この計画については、最短なところで考えておりまして、設計をしております。文化会館での大きなイベントで言いますと、ちくしの人形劇まつり、それから文化協会の発表会があると思いますけど、それに関しては12月以降だったと思いますので、そこの部分はクリアしている状況であります。

全ての方を配慮することはどうしてもできないので、この計画というところになっていった状況であります。

○委員長（西村和子君） ということはやっぱりほぼ決まってしまうということですね、前と同じに。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） そうですね。前がいつ、期間が、閉館したのか分からないですけど。1月中旬にはたちのつどいとかがありますので、そこに合わせると、やっぱりこのスケジュールがよいと判断したところです。

以上です。

○委員長（西村和子君） 分かりました。

ほかに御質問ありませんか。なければ打ち切りたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） どうもありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————  
休憩 午後3時19分

再開 午後3時20分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 休会前に引き続き会議を再開いたします。

以上で本日の日程を全て終了いたしました。これで文教福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

—————・—————・—————  
閉会 午後3時20分